

(附刊)

一、九、五

商工会議所連合会代表者日高三郎(第二二二號)

一八 生活保護法による生活基準引上に關する陳情書(大垣市民生委員連合会)(第二二九號)

一九 引揚者諸問題解決促進の陳情書(愛媛縣海外引揚者更生会)(第二四三號)

二〇 民生委員法制定に關する陳情書(三重縣民生委員連盟代表四日市市茂福民生委員岡山三治郎)(第二二七號)

二一 生活協同組合に對し中央金融機關確立の陳情書(大阪市北区堂島全國農業會近畿支部内日本協同組合同盟関西本部)(第二八五號)

二二 住宅復興金庫の創設に關する陳情書(兵庫縣知事岸田幸雄外七名)(第二八八號)

二三 國民健康保險制度の強化に關する陳情書外二件(秋田縣北秋田郡東館村國民健康保險組合理事長佐藤孝外二名)(第二九五號)

二四 回虫駆除に關する陳情書(神奈川縣横浜市鶴見区東寺尾神奈川婦人文化協會神奈川縣藤澤市婦人會長作田絹枝外八名)(第三〇三號)

二五 性病の予防並びに撲滅に關する陳情書(神奈川縣婦人文化協會長橋濱市鶴見区東寺尾村井柳子外九名)(第三〇四號)

二六 住宅復興對策確立に關する陳情書(全國住宅獲得同盟全國住宅建設協同組合)(第三〇六號)

二七 國民健康保險制度の強化に關する陳情書(栃木縣芳賀郡山前村國民健康保險組合河上務外九名)(第三〇九號)

二八 恩給並びに扶助料増額に關する陳情書(九州各縣議會正副議長會幹事福岡縣議會議長稻貝稔)(第三二八號)

二九 國民健康保險制度の強化に關する陳情書外四件(秋田縣北秋田郡七座村國民健康保險組合理事長平泉七郎外二二名)(第三三四號)

三〇 同外五件(岩手縣岩手郡西山村農業會會長櫻小路鐵太郎外二十八名)(第三五九號)

三一 同外三件(德島縣鳴門市黒浦町黒浦地區國民健康保險組合理事長伊藤廣次郎外三名)(第三七一號)

三二 生活協同組合法制定促進に關する陳情書(國際婦人デー大会日本民主婦人協議會準備會)(第三七二號)

三三 國民健康保險制度の強化に關する陳情書外五十三件(秋田縣能代市國民健康保險組合理事長柳谷清三郎外五十三名)(第三七八號)

三四 住宅建築用資材確保に關する陳情書(岡山縣議會議長友保知)(第三八四號)

三五 國民健康保險制度の強化に關する陳情書(德島縣國民健康保險組合連合會理事長阿部五郎)(第三九〇號)

三六 同外二件(長野縣北安曇郡北城村國民健康保險組合理事長北澤幸義外二名)(第三九五號)

三七 同外八十件(青森縣青森市大野字長島一青森縣國民健康保險組合連合會理事長津島文治外八十名)(第四〇二號)

三八 同外八十五件(宮城縣名取郡増田町國民健康保險組合理事長立

沢喜代治外九十二名)(第四二五號)

三九 癩患者保護法制定に關する陳情書(鹿児島縣鹿屋市西保國立療養所星塚敬愛園入園患者代表金九正夫)(第四三三號)

四〇 癩患者の生活保護に關する陳情書(鹿児島縣鹿屋市西保國立療養所星塚敬愛園入園患者代表金九正夫)(第四三四號)

四一 國民健康保險制度の強化に關する陳情書外二百二十六件(福島縣安達郡下川崎村國民健康保險組合理事長代理柳澤藤外二百二十六名)(第四四七號)

四二 同(富山縣西礪波郡南礪波村國民健康保險組合理事長清水榮藏)(第四五七號)

四三 部落解放に關する陳情書(西日本同和事業協議會德島縣主事前田治外五十二名)(第四六一號)

四四 國民健康保險制度の強化に關する陳情書外二十一件(鹿児島縣國民健康保險組合連合會常務理事竹之内良己外九百三十三名)(第四六五號)

四五 同(福島縣岩瀬郡福島縣國民健康保險組合連合會岩瀬支部長船木寛)(第四九九號)

四六 同外二件(福島縣大治郡高田町國民健康保險組合理事長坂内巖外十七名)(第五二六號)

四七 療養院存続の陳情書(療養者支持同盟会山口縣大津郡深川町田屋岡種一外二十二名)(第五三四號)

四八 民生委員法案の一部改正に關する陳情書(横濱市長石川京一外四名)(第五四六號)

四九 國民健康保險制度の強化に關する陳情書(九州各縣議會正副議長會幹事福岡縣議會議長稻貝稔)(第五五七號)

五〇 療養院存続の陳情書(療養者支持同盟会山口縣大津郡仙崎町長谷川正也外四十名)(第五七八號)

五一 復興住宅建設促進の陳情書(神奈川縣知事内山岩太郎外九名)(第五九三號)

五二 療養院存続の陳情書(山口縣大津郡深川町字河原山根ソノ外四十二名)(第六二四號)

五三 建築制限並びに無届建築取締の強化に關する陳情書(岩國市長津田彌吉)(第六三二號)

五四 恩給増額に關する陳情書(恩給増額期成全國大会)(第六四五號)

五五 計画住宅建設費全國國庫負担の陳情書(島根縣議會土木部委員長岡本善三郎外四名)(第六五四號)

五六 生活協同組合法制定促進に關する陳情書(長野縣購買利用生活協同組合連合會事務理事塩入胤雄外八十一名)(第六五八號)

五七 部落問題の解決に關する陳情書(近畿二府五縣同和事業協議會)(第六六二號)

五八 湯町村結核療養所施設の完成に關する陳情書(新潟縣中頸城郡湯町村長柳澤守之輔外七名)(第六七一號)

五九 癩患者の生活保護に關する陳情書(生活保護患者大會代表者藤田武一外二十五名)(第六七四號)

六〇 國民健康保險制度の強化に關する陳情書(北海道網走支廳管内國民健康保險組合連合會委員長千葉朝雄)(第六七六號)

六一 療養院存続の陳情書(山口縣大津郡深川町板持立野新一外四十名)(第六九〇號)

六二 藥事法改正に關する陳情書外一件(京都府醫藥制度改善期成大會外一名)(第七〇八號)

六三 生活協同組合法の制定に關する陳情書(大津商工会議所會頭小幡文次郎)(第七一六號)

六四 療養院存続の陳情書(療養者支持同盟會代表山口縣阿武郡三見村駒通長島重成外三十三名)(第七三四號)

六五 優生保護法制定反對の陳情書(北海道川上郡標木村字阿藤内南一線一八一番地内谷權一郎)(第七四八號)

六六 社會保險事務費國庫補助の陳情書(東京都千代田区神田花房町千代田社會保險事務研究會會長鈴木總二)(第七五一號)

六七 藥劑師法制定等に關する陳情書(醫藥制度合理推進連盟中央委員長伊藤藤)(第七六二號)

六八 民生委員法制定に關する陳情書(東京都澁谷区原宿三丁目全國日本民生委員連盟會長原泰一)(第七七七號)

六九 當國住宅購入に對し補助金交付の陳情書(大分市新高松居住者組合代表多田正太郎外二百七十四名)(第七九五號)

七〇 癩患者の生活保護に關する陳情書(宮城縣登米郡新田村國立療養所東北新生癩患者代表山川村與七)(七八八號)

七一 生活協同組合法制定促進に關

する陳情書（佐賀縣学校生活協同組合代表柳川善光外四千五百名）（第八三九号）

七二 地区船の船員保険に関する陳情書（日本機帆船業会会長竹内義台）（第八四〇号）

七三 引揚同胞の援護に関する陳情書（台湾引揚者会廣島縣支部長奥田達郎）（第八四三号）

七四 船員保険退手当金制の改正反対に関する陳情書（日本機帆船業会会長竹内義台）（第八四八号）

七五 兒童福祉法の一部改正に関する陳情書（大阪府議會議長田村敬太郎外四名）（第八七〇号）

七六 民生委員法制定に関する陳情書（大阪府議會議長田村敬太郎外四名）（第八七三号）

七七 民生委員法制定に関する陳情書（横浜市市長石河京市外四名）（第九一二号）

七八 生活協同組合法制定促進に関する陳情書外二件（生活協同組合法制定促進全國消費者大会議長賀川豊彦外二名）（第九一五号）

七九 生業扶助費増額の陳情書（第二十二回東北北海道各市議會議長山隆文）（第九三六号）

八〇 民生委員の待遇改善に関する陳情書（第二十二回東北北海道各市議會議長山隆文）（第九三六号）

〔筆記〕

○山崎委員長 たいまいより會議を開きます。

お諮りいたします。委員外の平工喜市君より國立病院の問題について発言

を求められておりますが、これを許すことに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○山崎委員長 御異議がなければこれを許します。平工喜市君。

○平工喜市君 私は七月一日に本會議において緊急質問を行い、政府の所信を質したものでありますが、厚生、大蔵、内務の各府省は満足することができなかつたので、本日この委員会において納得の行くようにお伺いしたいと思ひます。

まず第一に國立病院における本年度の患者收容実績に基く調査の御答弁によると、昨年度定員二万九千九百ベツトが満床になつたことは事実であります。それは患者がなかつたのではなく、各病院とも入院希望者は常に定員を越す現狀にありながら、医師、薬剤師、看護婦等、所要職員が非常に不足しており、診療能力がまつた

く缺如しておつたことに原因してあります。すなわち、各病院とも、生活保護法適用患者、医療保護患者等の外来診療、入院も拒絶せざるを得なかつた原因は、実に医師八百九名、薬剤師百二十三名、看護婦五千二名の人員不足にあつたのであります。かかる厚生當局の責任に帰すべき悪條件下において、眞にやむを得ない原因から、不自然に減少した收容実績を基礎に、本年度のベツト数を減少せしめた当局の眞意は、一体どこにありますか、もう一度はつきり述べられたい。

○久下政府委員 本年度國立病院の患者收容定員が前年度に比し五千九百床減少したのは、主として前年度の実績に基いたものであります。引揚患者等、國立病院に收容すべき患者が急激

に増加する場合には、急速に予算措置を講ずるよう大蔵當局の了解も得ておりますので、病院勤務職員の給与改善の増額と相まつて、事態に即應した運営を図る所存であります。

○平工喜市君 本年度の患者收容定員は二万四千ベツトで十分であるという答弁があつたが、すでに現在その中二万ベツトは一般國民に利用されてお

り、診療能力が充実されれば、現今の國民医療の狀態から見ても、たちまち定数を突破することは必至であります。加えて本年はソ連残留同胞の引揚が大幅に実施されることになつており、すでに五月以來毎月五万の内地入陸を見ています。從來の経験に照らして毎月八千七百十五名が確定であります。そのうち入院を要する人々毎月二千名の大部分が、國立病院に收容されるのであります。二万四千ベツトという数字は、年間を通じて推定二万四千ベツトと解釈される。これら海外引揚患者を含んだ数字であります。それともこれを別個にしたものでありますか、それをお伺いしたい。もし、海外引揚患者を含んだ数字ならば、本年五月以來すでに内地入陸を開始したソ連引揚患者が、東京第一病院を始め、有力な國立病院において、六月現在、予算的に

も、また收容診療能力からいつても收容困難となり、あるいはこれらの悲惨な人々の收容を拒否し、または入院してある未治療の一般患者の強制退院を余儀なくされる現狀を、当局は一体如何にされるおつもりか、明確にお答え願ひたい。また本年度の二万四千ベツトは、海外引揚患者を含んでいないものとして、さらに大臣の答弁通り、今後の事態に對して大蔵、厚生両省にす

でに万全の了解がなつておるといふことを信用するとしても、患者の收容診療が今日たゞいまの問題であり、予算の増額その他人員の補充等は手続上一朝一夕的の間に、技術的にできましか、あらかじめの既定の予算として組まれておらねばならぬ事と思ひます。この点に關する當局の所信を伺ひたい。

○久下政府委員 國立病院患者收容定員二万四千ベツトと引揚者の收容につきましても、前年度の患者收容定員二万九千床は、引揚患者の收容をも予定して決定したのであります。実績は二万ベツトに満たなかつたので、本年度はさしあたり四千ベツト程度を引揚患者のために予定し、今後の狀況に應じて予算措置を講ずる方針であります。なお舞鶴等の引揚病院と、第一次收容病院との間に、事務連絡不十分のために、患者收容上円滑を欠いた向もあるもので、十分指導監督に留意します。

○平工喜市君 國立病院における医師、薬剤師、看護婦の実員不足は、不足というよりは、むしろ在職職員が定数の半数以下という有様であります。これは、さきほどの不足数の通りでありまして、厚生省においでもこの事實は十分御存知のことと思ひます。これを充足することが刻下の急務であります。その原因たる待遇問題は、また後の項目で十分御伺ひするとして、ここにまことに遺憾な問題があります。それは本年度四月に、ただささうなかつた医師の中から、百六十名の有能な医師が追放をうけたのであります。追放その事自体は當然であり、ポツダム宣言の規定された嚴肅な義務であります。

が、問題は其の後の処置にあります。大臣諸公もしくは高級官僚の追放に際しては、ただちにその補充をされてい

ますが、同じ政府職員であり、かつ、重要職務を担当する医師の補充を今日まで果し得ない事實に對して、當局は十分責任を感じなければならぬ。五月以降何名補充することが出来たか、その数字をお聞かせ願ひたい。またその補充の具体策をもつておりますか。本年度病床数は、昨年の実績の二割増となつておる旨の大蔵大臣の回答がありましたが、この二割は今後とも絶えず確保されていくつもりかどうかお尋ねしたい。

○久下政府委員 國立病院における医師、薬剤師、看護婦の実員不足につきましても、國立病院における医療技術者は、予算定員に比して常に多少の欠員があり、最も影響の多い医師について申し上げます。定員千六百三十名に對し、百五十五名の追放者を出した五月一日の実員は、千二百五十七名で、二割三分の欠員を出したので、七月一日では二百九十三名を補充し、千五百五十五名となりました。なお九分九厘の欠員がありますので、欠員の充足に努めております。また薬剤師、看護婦については、予算定員に比しそれぞれ二割八分、一割一分強の欠員がありますので、これまた極力補充に努めております。さらに入院患者実績の二割程度の空ベツトがないと、円滑なる病床の活用ができませんので、今後これを確保していきたくと思つております。

○平工喜市君 次に看護婦宿舎の整備についてお伺ひしたいと思います。國立病院は軍病院のそのまゝの建物であつ

たが、問題は其の後の処置にあります。大臣諸公もしくは高級官僚の追放に際しては、ただちにその補充をされてい

ため、新時代における病院として、これに代るに全員看護婦をもつて居ることは御承知のことと思ひます。これに対する処置がほとんど見るべきものがない状態と聞いていますが、その実情についてお伺いしたい。またその予算に計上せる金額をも詳細にお伺いしたい。

○久下政府委員 国立病院看護婦宿舎の整備については、御承知の通り軍病院をそのまま使用したため、看護婦宿舎は不完備でありますので、できる限りの努力を拂つて着々整備につとめております。なお本年度予算に計上いたしました整備費は二千四百三十四万二千五百十円であります。

○平工市市君 次に国立病院の医療設備についてお伺いしたい。まず第一に外来診療施設について、従来の軍病院は外来診療施設をもつていなかった上に、小児科、産婦人科等の診療科目もなく、一般病院として新たに設備しなければならぬと思ひますがどうであるか、これらに要する経費を伺いたい。

第二に医療器械及び薬品費の整備についてお伺いしたい。前述のごとく、小児科、産婦人科、その他を設けるため、並びに軍時代の物も相当損耗、破壊せるものも多くあつて、これがため診療に重大な支障があると聞いて居るが、その実情を伺いたい。またこれらに要する経費を伺いたい。第三に、病棟の整備について、国立病院は軍病院そのまゝの病棟で、三十名も四十名も一ヶ所に收容するとき大部屋のため、一般患者收容に適せず、特に婦人科はまったく困つて居ると聞いて居るが、その実情を伺いたい。またその経費の状況はどうなつて居るか。以上の

ことを御答へ願ひたいのであります。

○久下政府委員 国立病院の医療整備費につきまして、軍病院時代の特殊性と、一般病院としての相違点を考慮して整備に努めております。第一の外来診療施設につきましては、一應全部の病院に設けたので、今後はこれを整備する本年度計上予算は五百七十八万三千五百七十三円であります。なお、小児科、産婦人科等の設備のない一部病院についても、病棟整備費等で設備を考慮いたします。第二の医療器械及び薬品の整備費については、本年度計上予算四億四千三百三十一万九千九百二十円で処理いたします。第三の病棟の整備につきましては、国立病院は原則として大衆部屋とし、産婦人科、重症者等のために個室を整備する。本年度計上予算は六百四十六万二千九百二十四であります。

○平工市市君 次にお尋ねしたいことは、国立病院従業員、特に医師、看護婦、薬剤師の待遇について、民間の水準よりも、特に日赤病院よりも俸給等は三分の一と聞か、その実情を詳細にお伺いしたい。

○久下政府委員 国立病院従業員、特に医師、看護婦、薬剤師の待遇については、民間の給與水準より相当低いので、給與改善に努力中であり、近く相当の改善が実現される予定であります。

○平工市市君 次に国立病院従業員住宅の整備についてお伺いしたいのです。前記に述べたごとく、俸給も安く、献身的にやつて居る従業員のため、並びに職務上患者を相手とするものでありますから、特に病院の附近に住宅を整備すべきと思ひますが、どうですか。またこれらの計画、経費等具体策があつたら御伺いしたい。聞くところによると国立療養所の従業員の住宅は三分の二整備してあり、国立病院には全くその整備がないと聞いておりますがそれは事実でありますか。

○久下政府委員 国立病院従業員住宅の整備については、国立病院勤務の職員は住宅はほとんどなく、特に医師等は職務の性質上、病院附近に居住を必要とするのであります。本年度は財政上の都合から実現できないので、明年度以降において重点的に予算化してまいりたいと思ひます。

○平工市市君 最後に患者の厚生施設についてお尋ねしたい。厚生大臣の答弁によれば、患者の厚生施設として職業補導所が十箇所あるというのです。が、この病院に附設してあります。またその病院名をお伺いしたい。また本年度のこれらに計上せる経費もお告ぐください。

○久下政府委員 患者の厚生施設については、入院患者に対する職業補導は、治療に支障を生じない範囲で、病院運営とは別個に考えるべき問題であります。が、国立病院としてもできるだけの協力はいたしております。國府合、相模原、高田、栃木、豊橋、名古屋、山中、岐阜、小倉、亀川等の病院内に補導施設があります。

○山崎委員長 次にこの際お諮りいたします。請願文書表第四四号、第一四八号、第一九三三号、第一九六号、第二三〇号、第二四九号、第二七〇号、第三一九号、第三七六号、第三八五号、第四五三三号、第四六六三三、第四九七号、第五四二二、第五六六六、第六三三三、第六三九号、第六七四号、第七

一八号、第七二六号、第七四八号、第七五二二、第七六三三、第七六八八、第八三二二、第八七三三、第八九二二、第八九八八、第八九九九、第九〇〇九、第九一七号、第一〇九三三及び第一一〇二二を日程に追加したいと存じますが、御異議ございませんか。

○山崎委員長 御異議がなければただいまの請願は日程に追加いたします。次にまず日程第一文書表第四四、日程第一五文書表第八九四号及び日程第一六文書表第九〇一、以上傷病者保護の請願を議題といたします。紹介議員武藤運十郎君。

○武藤運十郎君 私ら最も心を痛めておりますものに、この戦争で犠牲となつた傷病軍人があるものであります。この請願はそれらの中でも不自由な弱い人々の切なる願ひであります。現在傷病者は全國に百七十万を算えられ、世間からは冷遇されて、精神、物質共に非常なる困窮のどん底生活をして居るのであります。これに對し政府も積極的援助しない状態なのであります。この際にあたりましてこれが社会的、厚生的見地より考え合わせましても、せひとも援護しなければならぬことがあるのであります。が、その中でも国立病院の医療費を政府が負担すること、七項症以下の該當者の再診査を実施すること、恩給年金を引き上げること、元將校、下士官、兵等の保証に差別をつけることを撤廃すること、地方援護の全面的強化を実施すること、一般勤労者に対する各種の補償と同等の取扱を実施すること等を實施していただきたいのであります。審査の上は、せひとも採択されま

して、この身体不自由になつたもの、家の柱とも頼む人を失つたものの、心からなる切なる願ひを聞いていただきたいのであります。

○山崎委員長 政府側の御意見があれば発言願ひます。

○久下政府委員 お答えいたします。傷病者の保護については、終戦後連合軍の指令に基き軍事保護院が廃止され、総合的保護の実施は停止せられ、無差別平等の原則に従ひ、生活保護法によつて保護されておりますが、傷病者はその数がきわめて多く、生活環境身体的欠陥も多種で、生活保護のみにて足りざるものがあり、必然的に総合的保護対策を必要とするものがある。で、連合軍總司令部よりの指示に従ひ、官民有識者を網羅した傷病者保護対策委員会を、中央及び地方に組織し、複雑多岐にわたる保護対策を専門的に研究審議し、これを樹立の上関係官廳と緊密なる連絡の下に総合的に實施し、保護の万全を図るよう努力しております。

○山崎委員長 御質疑はありますか。なければ次に日程第三、文書表第二三三三、日程第一四、文書表第八八五号及び日程第六三、文書表第一五七六号を一括議題といたします。齋藤君。

○齋藤(昌)委員 本請願は今度の戦争でその犠牲となりました遺族は、今日の社会情勢の下で極端な生活難にあつて居り、世間からは何ら情の手は差し延べられず、非常に苦しい生活をして居るのであります。つきましてはこの際第一に何らかの補償制度、遺族救済法というような特別な法律でも制定し

ていたたきたいのであります。第二にはこの悲惨な遺族に對しましては、非戦災者税を免除することであり、第三は遺族相互扶助団体の援護基金を作るための興行等は免税していただきたいのであります。何とぞ御審議の上採択されんことを望むものであります。

○山崎委員長 政府側の御意見があらば発言願います。

○木村(忠)政府委員 お答えいたします。遺族の援護に關しましては政府といひましたも重大な関心をもちつておるのであります。現在の國家財政の現狀からなかく十分に援護いたすことは困難でありまして、生活保護法等によりまして十分とは申せませんが、でき得る限りの保護の方途を講じており、また種々慰安にも當つておるのであります。また御指摘のような法の制定も実現するよう努力いたすつもりであります。

○山崎委員長 御質疑はありますか、なければ次に追加日程第七、文書表第二七〇号岡山縣の住宅建設問題に關する請願を議題といたします。紹介議員が見えませんでした。田中委員が代つて請願の紹介説明をいたします。田中松月君。

○田中(松)委員 それでは私が代つて請願の紹介説明をいたします。

本請願の要旨は、岡山縣の昭和二十年度以降住宅対策としては、戦災復興院及び縣においてそれ／＼計画実施されたが、資材、輸送、資金等の困難のため所期の成果を収めることができず、戦災者、引揚者その他生活貧困者等は住宅難の現狀にある。ついでには全額ないし高率の國庫補助による賃貸住宅、鉄筋または木造アパートの大量建設等につき國の施策を要望するといふのであります。

○山崎委員長 政府側の御意見があらば発言願います。

○伊東政府委員 戦災都市に対する庶民賃貸住宅の供給は、民生安定の上から急務を要しますので、政府も建設促進に努めております。昭和二十三年度は國庫から二十六億円の補助金を支出して、鉄筋コンクリートアパートを含む四万戸の庶民賃貸住宅を建設する予定であります。但し、國庫補助率については昭和二十二年と同様に建設費の二分の一であつて、補助率の引上げは國家財政上困難な現狀であります。

○山崎委員長 御質疑はありますか、なければ次に追加日程第一、文書表第四五三三、追加日程第二、文書表第四六三三、追加日程第二、文書表第四六八三、追加日程第二、文書表第七六八三及び日程第二四、文書表第一〇七〇号元住宅營團経営住宅に關する請願を一括議題といたします。紹介議員が見えませんでした。田中委員が代つて紹介説明をいたします。

○田中(松)委員 それでは請願の紹介説明をいたします。

第四五三三、本請願の要旨は、元住宅營團経営住宅の処分について政府の執らんとする方針は、まつたく居住権を無視した一方的のもので、断じてわれ／＼の承服することのできない措置である。われ／＼はここに居住権の絶対確保を期し、また政府は強力なる住宅政策を即時断行するようにされたいといふのであります。

第四六三三、本請願の要旨は、今般旧住宅營團の住宅拂下げに關して、その價格があまりに高いので、到底現在のような窮乏状態においては買取り得ないものが大多数を占めてゐる。ついでには該住宅拂下げ價格を希望價格を限度として引下げられたいといふのであります。

第七六八三、本請願の要旨は、豊川市牛久保町高見並に隣野所在の旧住宅營團管理住宅は、現居住者に對して優先的に拂下げることになつたが、その拂下げ價格は市営住宅に比べて高價であるため、現居住者は買取り得ない。ついでには現居住者の窮乏に鑑み、拂下げ價格を減額されたいといふのであります。

第一〇七〇号、本請願の要旨は、今般豊川市東光町の旧住宅營團管理住宅は、現居住者に對して優先的に拂下げられることになつたが、その拂下げ價格は他に比べて余りに高すぎる。ついでには該住宅拂下げに關しては拂下希望價格を限度とし、また買取不可能なものに對しては特別の方法を考慮されたいといふのであります。

○山崎委員長 政府側の御意見があらば御発言願います。

○伊東政府委員 住宅營團経営住宅の処分については、昭和二十二年十二月二十三日、住宅營團が閉鎖機關に指定されて以來閉鎖機關整理委員会O・I・L・Oがこれに當つております。今回処分対象となつた貸家は總計六万二千戸、價格にして八億圓を超過するので、政府が一括買取りあげて経営に當ることとは、現在の國家財政の現狀から見て不可能なのであります。そこで政府は昭和二十二年十月住宅營團の経営住宅の措置に關する根本方針を決定し、O・I・L・Oに通告しO・I・L・Oはこの線に沿つて処分を進めております。すなわち経営住宅は極力現居住者及び地方公共團體をして買受けしめることとし、そのため賣却價格も住宅營團の清算に破綻を來さぬ限度において低廉に定めております。参考までに價格算出基礎を申し上げれば、住宅の復成價格から國庫補助金を減じ、法定家賃率をかけた適正家賃總額を出し、その三年、鉄筋コンクリート住宅にあつては五年分の家賃總額をもつて、賣却標準價格としております。これによれば鉄筋コンクリート住宅坪当六、五〇〇圓から三、〇〇〇圓、木造住宅坪当一、六〇〇圓から六〇〇圓となつております。もちろんかかる方法によつても居住者の経済状態からあるいは住宅そのものの構造から個人に賣却することが困難であり、地方公共團體も財政上の理由から、引受け得ないので、それについては別に社會政策的見地から措置するよう検討をすめております。

○山崎委員長 御質疑はありますか、なければ次に日程第五、文書表第六四五五、羅臼村に医療施設設置の請願を議題といたします。紹介議員が見えませんでした。田中委員が代つて紹介説明をいたします。

○田中(松)委員 それでは私が代つて紹介説明をいたします。

本請願の要旨は、北海道目梨郡羅臼村は純漁村で、交通不便の地であるので、患者発生の場合には治療の時期を失して一命を失うことも少なくない。しかるに本村の医療施設は村医一名を設置するのみで、廣大な本村において完全な治療は行い得ない。しかも終戦後人口は益々増加しつつあり、住民の不便は大に憂慮すべき状態にある。ついでには速やかに本村に医療施設を設置されたいといふのであります。

○山崎委員長 政府側の御意見があらば御発言願います。

○久下政府委員 北海道羅臼村に医療施設設置の請願につきましてお答えします。無医村の数は戦前の三六〇〇に比して現在はその半数以下の一七〇〇になつておりますが、なお、請願のごとき医療の普及してない土地も相当あると考えられますので、現在立案中の医療法が成立いたしましたならば、その規定による公的医療機關の設置について十分考慮いたしたいと考えております。

○山崎委員長 御質疑はありますか、なければ次に日程第六、文書表第六九九号及び日程第六四文書表第一五七七号樺太引揚醫師、齒科醫師の内地の免許狀下付の請願を一括議題といたします。紹介議員が見えませんでした。田中委員が代つて紹介説明を願います。

○田中(松)委員 それでは私が代つて紹介説明をいたします。

第六九九号、本請願の要旨は、旧樺太廳令による醫師は二、三十年の長きにわたる學識と経験を有し、厚生省醫師に比し何ら劣るところがないにもかかわらず、しかも廳令現地産婆、看護婦、はり、きゆう、整骨

の、患者発生の場合には治療の時期を失して一命を失うことも少なくない。しかるに本村の医療施設は村医一名を設置するのみで、廣大な本村において完全な治療は行い得ない。しかも終戦後人口は益々増加しつつあり、住民の不便は大に憂慮すべき状態にある。ついでには速やかに本村に医療施設を設置されたいといふのであります。

るのですが現下の結核の現状から見れば、結核対策は強力に実施し、國民病結核からの脅威をまぬかれるようにしなければならぬと思われまふので、治療上せむとも治療法として必要な耕地は、はなはだ遺憾ながら掘下げできない現状であります。しかし結核の状況が憂慮すべき状態を脱却し、作業療法に必要な耕地も掘下げ得るに至りました時は、優先的に旧所有者に掘下げることが妥當なことであると存じます。

○山崎委員長 御質疑はありませんか。なければ次に日程第一七、文書表第九一五号、生活保護法改正に関する諸議を議題といたしまして審査いたします。紹介議員松谷天光君。

○松谷委員 本請願は憲法第二十五條の「すべて國民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と明記してあるように、國民の中でも生活困窮者等、貧困な人たちの最低生活権を保障するには、ぜひとも現在の生活保護法を改正し、その施行方法を改善しなければならぬと存するのでございます。つきましては地方財政の窮乏している今日、保護費の全額國庫負担、保護費や國庫保護費等の國庫予算を増額すること、生活査定基準を引上げること、現在ややもすると間違つた運用をされる生活保護法の積極的公正なる運用、重大な社会的責任をもつております民生委員を公選にし、ややもすると悪用される民生事業を、より民主的運営に努力すること、その他この外保護法の運用を改善し積極的運営を図ること等を希望するのでございまして、何とぞ審議の上採択いたされることを望むものでございます。

○山崎委員長 政府側の御意見があらば発言願います。

○木村(忠)政府委員 現行の生活保護法の改正については、今後慎重に検討したいと存じますが、その施行方法の改善については、請願の趣旨に則り鋭意努力してまいりたいと思ひます。保護費の全額國庫負担については、地方自治の精神に鑑み、生活保護の事業は國と地方公共団体との双方の利害に關係ある事務であり、従つてその費用も両者が共同で分担すべき性質のものであると考えられるので、今後地方財政の充実に伴ひ、その負担について遺憾なきを期したいと存じます。保護費及び國庫補助費予算の増額については、要保護者の実態に即し、これが経費はその最低生活の保障に必要と認められる限度のものを計上してゐるのでありますが、國庫財政の事情とも照し合せて今後遺憾なきを期したいと存じます。生活査定基準の引上については、今回の生活扶助の支給額の改訂によつて要保護世帯の標準的家族構成を想定して、科学的合理的に最低生活費の基準額を算定しているもので、攝取可能熱量たる一、三四六カロリーの充足、最低限必要な家具什器の選定等今後この額を基準として最低生活の査定も適切に行われると考えます。生活保護法の積極的運用については、請願の趣旨に則り大いに努力いたします。民生委員の公選については、その取扱う事件の性質、その適任の資格、その時代の國民の社会意識及び民主的訓練の程度等諸般の情勢を考慮する必要がありまふので、今回は民主的選任制を採用し、市町村の推薦会及び都道府縣の審査会の委員の選任方法を民主化

することに由つて、實質的な民主化に努め、政治的色彩に煩わされず眞に斯業に熱意のある人の選出を期待し、もつて民生事業の民主化従つてその強化をはかつております。その他保護法及びその運用の改善等の実現については、請願の趣旨に則り鋭意努力する所存であります。

○山崎委員長 御質疑はありませんか。なければ次に日程第一八、文書表第九二五号國立富山病院拡充に関する諸議を議題といたしまして審査いたします。紹介議員が見えまふので田中委員(松)委員 紹介説明いたします。

本請願の要旨は、國立富山病院は戦災に大半を焼失して、最も劣悪な状態にあり、しかもこれに代つて傷病者、要保護者の救済に當つてくれる強力な特殊医療機関がなく、これら要保護者達は非常に苦しい立場にある、ついでに該病院を拡充復興されたいというのであります。

○山崎委員長 政府側の御意見があらば発言願います。

○久下政府委員 國立富山病院は富山縣唯一の國立病院であるので縣民の医療上からもまた國營医療機関配置の均衡の点からも、ぜひともこれを復旧整備しなければならぬのであります。昭和二十二年度は予算の都合上復旧資材の集荷、市内診療所の修理等より実施できなかったものであります。しかし本病院は戦災によつて大半を焼失し、わずかに一部の残存施設によつて事業を継続しておる状況で、本縣の医療事情に即應した病院たるにはまことに遺憾な次第でありますので、早急に完全整備をしたいのであります。財政上の都合もあるのでやむを得ず予算の範囲において重点的復旧整備をいたし國立病院の使命達成に遺憾のないようにしたいと思ひます。

○山崎委員長 御質疑はありませんか。なければ次に日程第十九文書表第一〇三三号社会福祉施設の拡充強化に関する諸議を議題として審査いたします。紹介議員が見えまふので田中委員(松)委員 私が代つて紹介説明いたします。

本請願の要旨は、現在發育不良の乳幼児、孤兒、浮浪児並びに轉落の婦人等は数十万あるは数百万に上つてゐるにもかかわらず、その保護施設の数はあまりに少い。ついでには母子寮、婦人寮、保育所、乳兒院、授産場、養護施設等の社会福祉施設の拡充強化をはかることもに既施設のものに運営に對し援助されたいというのであります。

○山崎委員長 政府側の御意見があらば発言願います。

○小島政府委員 お答えいたします。既設のものに運営に對する援助については、資材の供給、物資の配給等従来から努力しておりましたが、さらに生産諸官廳と緊密な連絡をとりその増加をはかりたいと考えております。児童等と、これらの施設に委託する場合の一人一日の委託費については、従来はなほ僅少であり、とうてい現在の経済事情にそぐわないものがあつたので、それら児童福祉法の規定によつて措置した児童等については現に

養護施設、精神薄弱兒施設に入所した児童に對して二百五十二円、救護院に入所した児童に對して一日五十八円の最高額を決定し、施設経済の合理化をはかつております。その他の施設については児童福祉施設最低基準令の決定次第それ(適當)の額を支出するよう準備中であります。

○山崎委員長 御質疑はありませんか。なければ次に日程第二〇、文書表第一〇三八号らい養護所の施設拡充その他に関する諸議を議題といたしまして審査をいたします。紹介議員武藤運十郎君。

○武藤運十郎君 私は厚生委員としてらいの養護施設につきましては以前にも樂泉園に派遣されて觀察したこともあるのでありますが、終生ほとんど療養することのできないらい病という病氣と戦ひ、牢固として抜くことのできな

社会的因襲の重圧下に常に苦しんでおられますらい病患者にとりまして、その療養所というものは終生の安住地となればならぬものであります。しかしながらややもすると樂泉園のごとき事件が示しますように、その対策が十分だとは申せないものであります。この冷厳な社会情勢下におきましてらいの根本対策を確立し、らい療養所の園内施設、夫婦舎、慰安施設の拡充をはかり、医師、看護婦の増強、医薬品の輸入、患者へのタバコの増配、結核とらい患者の差別待遇をなくすること、

らい患者の保護法の制定等に盡力されたいのであります。審査の上は採択されんことを願うものであります。

○山崎委員長 政府側の御意見があらば発言願います。

○久下政府委員 らい療養所の施設拡充その他に関する諸願については現在わが国における国立らい療養所は十箇所一万床であり、その収容患者数は約八千名であります。未収容患者は三千ないし四千名であると推定されるので、これが整備をはかり未収容者の収容に努力したいと存じます。なお医師その他一般職員志望者がはなはだ少い現状と特殊性に鑑み、これ等療養所職員の待遇改善のため特殊勤務手当を支給し得るよう大蔵省当局と折衝中であり、またらい療養所の園内施設、夫婦舎、慰安施設等の拡充については、らい療養所の特殊性に鑑み早急にも整備したいのであります。財政の都合上やむを得ず最も緊急整備を要するものから重点的に実施することとし、逐次慰安施設の方も整備したいと思っております。煙草の増配に付いてはその必要もつとも思われるので、専賣局とも交渉の結果、さしあたり患者一人につき一箇月百支を増配することに決定を見たのであります。その他患者の待遇については結構より悪いという事実はありません。さらに近い将来には未収容者全部を収容し得るよう病床の新設拡充をはかりたいと存じます。

○山崎委員長 御質疑はありませんか。田中委員。

○田中委員 今のらい病というのは今でも絶対癒らぬものなのですか。

○濱野政府委員 昔はなおらぬ病気でありますが、現在では軽い中でした

らなものであります。

○山崎委員長 外に御質疑はありませんか。なければ次に日程第二、文書表第一〇五八号、遠賀川河川汚濁防止に関する諸願を議題として審査いたします。紹介議員淵上房太郎君。

○淵上房太郎君 本請願は、かつては遠賀川と申せば清澄なものの象徴とまでされた透明な水が流れておつたのであります。上流の筑豊炭田の盛んになるに従つて濁流と変つてしまひ、ここから飲料をとつております水道は吸水汚濁が困難となり、やむなく断水をするのがたび重なりまして、北九州の六市一町の住民の保健衛生、産業に重大な脅威を與へ、ひいては汽車汽船の給水にも支障を來しておるのであります。つきましてはこの汚濁防止に關して應急の方策と取締法を制定されたいのであります。何卒御審議の上採択されんことを希うものであります。

○山崎委員長 政府当局の御意見があらば発言願います。

○濱野政府委員 遠賀川の河水汚濁対策につきましては、再三、係官を派遣いたしまして、その処置を講じてまいつたのであります。未だ十分な効果を得るに至つておりませんので、この対策として二十三年度において、六市一町の水道に予備沈澱池を設け、取水、浄水を容易ならしめる事業を公共事業として計上し、目下、これが予算案の御審議を願つてゐる次第であります。さういふに議決に相成ますれば、本、明兩年度にこれを完了いたす予定であります。

なお、水道水源の保護確保につきましては、水道條例の改正とともに目下

考究中でありまして、近い機会に実現を期したい所存であります。

○山崎委員長 御質疑はありませんか。なければ次に日程第二、文書表第一〇五八号、児童福祉事業の振興に關する諸願を議題として、審査いたします。紹介議員が見えませんが、田中委員が代つて紹介説明をいたします。

○田中(松)委員 紹介議員に代つて紹介説明いたします。

児童福祉法が制定実施されたが、児童保障の原理は未だ徹底しておらぬから、この際強力かつ積極的にその福祉を守るため、児童福祉法の全面的推進とその徹底が必要であつて、これは國民の要望である。日本社会事業協会は五月「全國児童福祉関係者會議」を開催し、その席上參事者から次の通り決議せられた。

(一)児童福祉法実施に必要な國家の予算は絶対に確保されたい。(二)児童福祉事業に対する寄附金に対しては所得税の源泉からこれを控除の取計をされたい。(三)児童福祉事業に関する民間施設事業資金募集のため行ふ各種演説その他の興業に対してはその入場税を免除されたい。(四)児童福祉施設に對する農地法の適用を緩和されたい。(五)児童福祉行政は、児童福祉法により統一せられたい。(六)中央及び地方を通じて児童福祉委員並に児童委員の人選に適正を期するよう処置せられたい。

○山崎委員長 政府側の御意見があらば御発言願います。

○小島政府委員 児童福祉施設のため

に必要な國庫予算、特に施設費に對する予算の確保については、國家財政の最も考慮しつゝ必要欠くことのできない最低額の予算を要求したのであります。当初要求額總計約十六億円の要求額は、この趣旨によつて編成されたのであります。本計上額の確保については最大の努力を傾注したが、政府提出予算として提案されたのはこの總額の二割一分強、約三億四千三百万円余にすぎなかつたのである。なかなか保育所、母子寮等児童福祉施設建設費のために当初要求予算として約四億円を計上し、新築、改築、増築を含めて、約千三百ヶ所の築造を計画いたしました。本法の徹底的運営を企図したのであります。政府提出予算において

は、施設箇所数約九千ヶ所、予算九千五百六十八万五千円が計上されたのみであります。これでは、所期の目的達成はもろん、せつかくの児童福祉法の実施が困難となり、將來本事業に及ぼす悪影響は憂慮すべきなのであります。一面公共事業處理要綱による公共事業認定順位において社会福祉等の事業が最下位であり、現状における國家財政の事情とにらみ合せて要求の充足は容易でないものがあることは予想されるので、しかしこのままでは児童福祉事業の伸展はとうてい望むことができないことは明白であります。この目下立案の最低基準令の制定による経営費の追加要求と相まつてこれら不要経費について再度本年度の追加要求として予備金の支出方を要請中であります。

児童福祉事業に對する寄附金に對する課税については、從來の所得税法によれば、児童福祉施設に寄附する者に

對しては、相當額の贈與額が徴收されておりましたが、所得税法を改正する等の法律によりますと、個人以外のものが寄附する場合に對しては、贈與税はかからず、寄附を受領した施設等が所得税を納付し、その税額は贈與税に比すと低額になつてまいります。

児童福祉事業に對する民間施設事業資金募集のために各種演説等の入場税の免除については、入場税法では、各種演説等の主催者もしくは経営者が、その入場料の總額を慈善事業のためにあてる場合はこの入場税は免除されることになつてまいりましたが、同法第五條「地方税法を改正する法律」は、入場税法を廃止して入場税を地方税とするともに、入場税法第五條に該當するような規定を設けていません。しかし「地方税法を改正する法律」第十四條第一項の「公益上その他の事由に因り課税を不當とするときは、課税しないことができる」という規定中に、現行法の精神を生かして得るのであります。この種事業の發展を期する上から各都道府縣知事が免除の措置をとるよう指導してまいります。

児童福祉施設に對する農地法の適用緩和については農耕地の農地法からの適用除外については、自作農創設特別措置法第四條によつて現実の問題として、各農地委員會の決定によるものであります。現に各児童福祉施設においても各所管の農地委員會に事情を具申し、それ／＼農地法よりの適用除外がされつつあり、これは各地方で解決できる問題であります。なお、厚生省としても随時農林省に對して連絡することにしています。

児童福祉の行政の児童福祉法による

統一については、少年法を改正する法律は、少年の健全な育成を期し、非行のある少年に対して性格の矯正及び環境の調整に関する保護処分を行うとともに、少年及び少年の福祉を害する成人の刑事事件について特別の措置を講ずることを目的とするもので、犯罪少年及び十四才以上の真犯少年を取扱うことになつており、それ以外の児童については、児童相談所を通して措置されることになつてゐるので現状においては、児童福祉法による児童福祉行政の統一は困難であります。しかしながら将来において、その統一に努力するつもりであります。

児童福祉委員会の委員及び児童委員の人選につきましては、中央は勿論各地方児童福祉委員会の委員の人選については、各界各層を通じて眞に適當な人を選任すべく指導しており、大部分期待に副うような人選がなされつつあります。

○山崎委員長 御質疑はありませんか。なければ次に日程第二三書表一〇六六号保健婦の待遇改善等に関する請願を議題といたしまして審査いたします。紹介議員が見えませんが田中委員に代つて紹介説明をお願いいたします。

○田中(松)委員 紹介議員に代つて説明をいたします。

本請願の要旨は、保健婦は各種の社会施設に所属して、公衆衛生のあらゆる分野で保健指導並びに療養補助に従事し、公衆衛生思想の普及と国民の日常生活の水準向上のために努力しているが、その身分待遇がきわめて不安定のため、保健婦各人の問題だけでなく、市町村の保健問

題に影響することが大である。ついでには保健婦の身分待遇の改善をはかるとともに、保健婦、助産婦及び看護婦に関する行政と指導を一括して総合的に実施されるように官廳内に看護指導課又は看護課を設置されたことによりであります。

○山崎委員長 政府側の御意見があらば発言願います。

○久下政府委員 保健婦の待遇改善に関する請願について答弁いたします。保健婦の待遇については、各方面と十分に連絡して、できるだけ十分な待遇をなし得るよう努力したいと考えております。保健婦、助産婦及び看護婦に関する行政を統一するための看護課の設置については、なお十分検討いたしまして、できるだけ設置したいと考えております。

○山崎委員長 御質疑はありますか。なければ次に日程第二六文書表第一二二一号沖繩地方民救済に関する請願を議題として審査いたします。紹介議員が見えませんが田中委員に代つて紹介説明をお願いいたします。

○田中(松)委員 紹介議員に代つて説明をいたします。

本請願の要旨は沖繩地方民は現在内地でも沖繩においても経済的、思想的に不安な状態にあるので、これが救済のため左記事項を要望するといふのであります。

- (一) 沖繩人厚生事業の助成
- (二) 病人及び妊産婦に対する主食並びに医療品の特配
- (三) 緊急援護物資の特配
- (四) 救済資金のため免稅興行の認可
- (五) 沖繩復興資材の供與

○山崎委員長 政府側の御意見があらば発言願います。

○木村(忠)政府委員 内地に在る沖繩地方民の救済については、その生活が困難で保護を必要とする状態にある者に対して、特に差別的待遇を行うことなく、生活保護法の規定の精神に基づき無差別平等に保護を行つてゐるので、今後請願の趣旨に則つて遺憾なきを期したいと考えています。

○山崎委員長 御質疑はありますか。なければ次に日程第二九文書表第一一四九号及日程第三二文書表第一一九九号國立長野療養所上田分院移轉の請願を一括議題といたしまして審査に入ります。紹介議員田中松月君。

○田中(松)委員 この請願の要旨は、この國立長野療養所上田分院と申しますのは、結核三四期の患者を多数收容してゐるのでありますが、この病棟といふのが一般民家を轉用したものでありまして、およそ病院とは言えないくらい粗末なものであります。その上一般の民家と隣接してありますので、結核等の傳染病等は感染のおそれがあるものであります。しかしながらこれに反し療養所として環境やその他のあらゆる点で絶好の條件を有する市営の報恩寮という建物があるのでありますから、速やかにそこに移していただきたいのであります。何とぞ御審議の上採択されんことを切にお願いするものであります。

○山崎委員長 政府側の御意見があらば発言願います。

○久下政府委員 國立長野療養所上田分院移轉の請願について答弁いたします。國立長野療養所上田分院は收容定

員百名のところ現在五月末日約九十三名の入所患者があらまして、市営報恩寮は二十名程度の收容力を有するにすぎない小規模の施設であり、またこれを中心として新設することは予算の關係その他種々の事情よりきわめて困難でありますので、現状としては公衆衛生上遺憾のないように現在の設備の改善をして経営したい意向であります。もちろん請願の趣旨には副うよう努力いたしたいので、將來新設を許さるる状態になれば優先的に考慮したいと考えております。

○山崎委員長 御質疑はありますか。なければ次に日程第三〇文書表第一一五〇号大島診療所を縣營に復元の請願を議題といたしまして審査いたします。紹介議員が見えませんが田中委員に代つて紹介説明をお願いいたします。

○田中(松)委員 それでは私が代つて紹介説明をいたします。

本請願の要旨は、岡山縣邑久郡朝日村大字大島診療所は、日本医療團の解散に伴い、その経営を本部落に移管の予定であつたが、本村の経済状態はきわめて窮乏しているため、とうていその経営を維持することは困難である。ついでには本診療所を縣營に復元されたいといふのであります。

○山崎委員長 政府側の御意見があらば発言願います。

○久下政府委員 岡山縣大島診療所縣營復元の請願についてお答えいたします。大島診療所の施設は元岡山縣營のものであります。これを日本医療團が無償で借入れ経営していたものであります。従つて医療團の解散に伴い、同

團の一般医療施設処理要綱の趣旨より見ましても、當然岡山縣に返還すべきものであり、またその方針の下に処理を進めつつあるのであります。

右の事情より請願の縣營復元を実現するために岡山縣當局に交渉することが最も妥當と考えるものであります。

○山崎委員長 御質疑はありますか。なければ日程第三五文書表第二二三九号戦災復興住宅の坪数制限緩和の請願を審査いたします。紹介議員が見えませんが田中委員に代つて田中委員に説明をお願いいたします。

○田中(松)委員 それでは私が代つて説明いたします。

本請願の要旨は、臨時建築制限法により住宅は十二坪、店舗併用住宅は十五坪に制限されたが、住宅の拂底のため風紀問題まで引き起してゐる今日、折角戦災復興に立ち上つたある商人の活動にも支障を來してゐる。ついでには戦災復興住宅の坪数制限を緩和されたいといふのであります。

○山崎委員長 政府側の御意見があらば発言願います。

○伊東政府委員 住宅の坪数については從來建築用資材の需給計画にとらみ合せて一戸の床面積一般専用住宅は四十平方メートル、併用住宅五十平方メートル、但し家族数が五人を超える場合は一人増すごとに五平方メートルを加へ、寒冷多雪地方においては一戸につき五平方メートルを加へることになつており、そのように制限してきたのですが、今回都市計画区劃整理事業等が軌道にのつてきたので、從來の坪

敷制限を緩和し、一戸の床面積を専用住宅五十平方メートル、併用住宅六十平方メートルに増加、但し家族が五人を超える場合及び寒冷多雪地方における床面積の加算は従来通りにしたわけであります。

○山崎委員長 御質疑はありませんか、なければ次に日程第四二文書表第一三二七号及び日程第七二文書表第一六五八号大都市における庶民住宅建設に関する請願を議題といたしまして審査いたします。紹介議員が見えませんが田中委員が代つて趣旨を説明いたします。

○田中(松)委員 では私が代つて趣旨を説明します。

第一三二七号、本請願の要旨は、戦災都市における庶民住宅の復興は、敷地難と財源難等のため支障を来している。ついで左記事項を実施されたいというのであります。

(一)公営住宅用地取得のため強制措地及び國庫補助並びに起債認可(二)新築住宅建設費並びに改造費國庫負担(三)昭和二十三年度第一・四半期資金交付(四)民間庶民住宅建設助成。

第一六五八号、本請願の要旨は、戦災市町村における引揚者及び被災者等の庶民住宅の建設は緊要であるが、現下の市町村財政ではきわめて困難な状態である。ついでこれは庶民住宅建設費に対する國庫補助を八割程度増額されたいというのであります。

○山崎委員長 政府側の御意見があらば発言願います。

○伊東政府委員 都市、特に戦災都市

における庶民住宅の建設促進に關しては政府としても重大な関心を拂つておりますが、御指摘の通り種々隘路があつて十分御期待に副い得ないのは遺憾であります。

庶民賃貸住宅に対し、全額または高率の國庫補助を與えられたいという請願については、國家財政多難の折から、現行半額國庫補助以上の補助率引上げは困難であります。

公営住宅用地取得のための法的措置については、事業計画により現行都市計画法または土地收用法によつて行うこともできますが、土地の使用收用手続の簡易化または使用権もしくは收用権の強化については財産権の保障の問題とも關連するので慎重考究中であります。

用地取得費を含む、庶民住宅建設資金の確保については極力大藏省預金部等よりの融資によつて必要資金の確保をはかり、また根本的な財源措置も考慮中であります。

昭和二十三年度第一・四半期の住宅建設國庫補助金を早期に交付せられたという請願については、公共事業の認定及び予算の成立が遅れたため遅延したのであつて今後はなるべく手続を迅速化することとしたいと考えます。

民間庶民住宅建設助成の方策を講ぜられたいという請願については、住宅復興の根本策が民間における住宅建設にあることは御説の通りであつて、政府としてもそのための便宜供與についてできるだけ努力いたしたいと考えております。また勤労者その他一般庶民で住宅を建設する意欲を有する者のために低利の住宅資金を融通することは住宅政策上きわめて望ましいこととあります。ただ現在の金融及び財政の情勢が

逼迫しているため、その方途が未だ十分に講ぜられていないのは遺憾であつて、政府としては研究いたしたいと考えます。但し、この場合特別の金融機關を設けることについては、金融機構全般の問題と關連するので、さらに慎重に研究する必要があるものであります。

○山崎委員長 御質疑はありませんか、なければ次に日程第四三三三二八号社会福祉事業費國庫補助増額の請願を議題といたします。紹介議員が見えませんが田中委員に代つて説明をお願いいたします。

○田中(松)委員 それでは趣旨の説明をいたします。

本請願の要旨は、戦後における経済生活の窮乏とインフレの高騰とで、大衆の生活は困難に陥りつつある。ついではやみ減減並びに大衆の生活安定のため社会福祉事業費に國庫補助を増額されたいというのであります。

○山崎委員長 政府側の御意見があらば発言願います。

○木村(忠)政府委員 戦災により失つた多くの社会事業施設も戦後事業に対する國民の熱意により、相当な増加を示しております。國庫はこれら施設に對して從來相當の補助金を支出援助してきたのであります。物價の騰貴、人件費の増加等によつて各施設の経営を経済的に困難ならしめ、各施設とも相当赤字となつたので、これが対策として昨年より社会事業共同募金を実施し、各施設の経済的不安もこれが軌道にのれば次第に除去されることになろうと存じます。

○山崎委員長 御質疑はありませんか、なければ次に日程第四七、文書表第一三八一号社会事業法改正に關する請願を議題として審査に入ります。紹介議員、田中松月君。

か。なければ次に日程第四七、文書表第一三八一号社会事業法改正に關する請願を議題として審査に入ります。紹介議員、田中松月君。

○田中(松)委員 この請願は現下非常に混亂しております。この社会を救うものとしてまた新しい日本を建設する途上においてきわめて重要な役割を果しております。申すまでもなく現下最も緊急の要務なのであります。これにつきまして去る十月に全國社会事業大会を開きました際に協議決定いたしました社会事業法の改正を可及的速やかに實現していただくよう取計らつていたこととあります。何とぞ審査の上採択されんことをお願いいたします。

○山崎委員長 政府側の御意見があらば御発言願います。

○木村(忠)政府委員 社会事業法改正に關する請願についてお答えします。社会事業法改正に關する要請はこの請願だけでなく、各方面からあるものでして、また社会事業法実施の状況より考案を要すべき点もあつたので、これの改正に關しましては政府においても十分考慮を要するものと考えます。

○山崎委員長 御質疑はありませんか、なければ次に日程第四八、文書表第一三八二号社会事業共同募金法制定に關する請願の審査に入ります。紹介議員田中松月君。

○田中(松)委員 この請願は今も申し上げたように社会事業の拡充をはかることは新日本建設に最も必要とされるものであります。去る十月全國社会事業大会において協議決定いたしました

た社会事業共同募金の法制化を實現していただきたいのであります。審査の上採択されんことを望みます。

○山崎委員長 政府側の御意見があらば御発言願います。

○木村(忠)政府委員 お答えいたします。現在の社会情勢が複雑化すればするほど社会事業施設の財政的窮乏は、ますます加重せられておる現状に鑑みまして、共同募金の制度を整備することは最も重要なことと認められるのであります。この法制化につきましては目下鋭意研究中であります。

○山崎委員長 御質疑はありませんか、なければ次に日程第四九、文書表第一四二五号全國身体障害者に対する補償制度に關する請願を議題として審査に入ります。紹介議員が見えませんが田中委員に趣旨の説明をお願いいたします。

○田中(松)委員 本請願の要旨は、現在の窮乏している社会情勢下で身体障害者の生活は言語に絶するものがある。ついで全國四百万の身体障害者救済のため、その補償制度の確立並びに保護施設を完備されたいというのであります。

○山崎委員長 政府側の御意見があらば御発言願います。

○木村(忠)政府委員 全國身体障害者補償制度に關する請願についてお答えします。身体障害者(傷病者)の補償制度として生活保護法による救済、労働者災害補償及び厚生年金保険等の制度に基づき保護を加えており、傷病者中失明者に対しては東京と塩原とに國立光明寮を

設置し、生活訓練、職業指導をしており
ます。また一定の生業を持たず、かつ原
職復帰しがたい者には生業につくため
適當なる技能修得の方途を講じてお
り、その他の傷痍者で職業につくこと
が容易でなく、また住居のない者のた
めには、授産場を附設した收容施設を全
國に十二箇所設置し、これに收容し傷
痍に應じた職業指導を実施しております。

○山崎委員長 御質疑はありません
か。なければ次に日程第五〇、文書表
第一四三三号母子寮建設費國庫補助の
請願を議題として審査いたします。紹
介議員が見えませんか。代つて田中委
員に趣旨の説明をお願いします。

○田中(松)委員 それでは紹介議員に
代つて趣旨の説明をいたします。

本請願の要旨は、徳島縣婦人有志
は子供をもつて未亡人の生活を改善す
るため、保育所並びに母子寮の増設
等に努力をしているが、資金が乏し
いためその実現ができない状態であ
る。ついでに本事業に対して高率の
國庫補助をされたいというのであり
ます。

○山崎委員長 政府の御意見があれば
発言願います。

○小島政府委員 本請願に対して答弁
いたします。

現在の急要いたしました社会状態の
下國民生活は極度に窮乏にあるのであ
ります。特に母子家庭の生活は深刻
なることはまことに憂慮にたえない次
第であります。政府におきましては兒
童の積極的保護施策をはかるため、兒
童福祉法の制定を第一國會におきまし
て協賛を得、本年一月から一部施行四

月から全般に施行されまして、母子
寮、保育所の拡充につきましては、同法
の規定に則り鋭意努力いたしております
が、現下わが國の財政及び資材の面に
おきましては、全國の希望を満たす施
設を早急に設置することは困難な事情
にあります。徳島縣に對しましては本
年度予算におきまして、鳴門市母子寮設備補
助八十九万三千円、徳島市保育所設置
費補助三十一万九千円合計百四十一万
二千円の國庫補助、これは二分の一補
助になり、そのように決定しておる次
第であります。なお將來できるだけ予
算措置を講じて、逐次これ等施設を
拡充してまいりたい所存であります。

○山崎委員長 御質疑はありません
か。なければ次に日程第六六、文書表
第一六四四号多津町に保育所設置の請
願を議題として審査いたします。紹
介議員が見えませんか。代り
に趣旨の説明を田中委員にお願いしま
す。

○田中(松)委員 それでは代つて趣旨
の説明をいたします。

本請願の要旨は、香川縣綾歌郡宇
多津町は、塩田を主とした町で、小
学校五、六年生になればすでに塩田
に出て働くという勤勞意欲の旺盛な
地で、母もまた働くために現在本町
唯一の小学校の教室を借りて保育所
を経営しているが、教室が狭くて希
望者全部を入所させることができ
ず、しかも同校には小学校も中学校
もまた保育所もともに合宿して
はなはだ不便を極め、目的を具に
する保育所は他に轉出せねばならぬ
状態にある。ついでに本町に保育所
を設備されたいというのでありま
す。

○山崎委員長 政府側の御意見があれ
ば発言願います。

○小島政府委員 宇多津町に保育所設
置の請願につきましては、兒童福祉法の
全面的施行に伴い、兒童福祉施設の整
備拡充は早急に解決すべき問題であり
ますが、資金資材等の困難な事情を考
慮し、既存施設の活用を重点を置き、
逐次施設の充実整備をはかるよう努力
しております。本請願の宇多津町につ
いては調査の結果、保育所を新設する
必要があるもので、これが実現するよう
手続をとつております。

○山崎委員長 御質疑はありません
か。なければ次に日程第七〇、文書表
第一六四五号國立療養所山陽莊を下松
市に移管の請願を議題として審査
いたします。紹介議員が見えませ
んの代りに趣旨の説明を田中委員に
お願いいたします。

○田中(松)委員 それでは私が代つて
趣旨を説明いたします。

本請願の要旨は、下松市は新興重
工業都市として躍進目覚ましく、開
港場に指定されてからますますその
將來の発展性を約束されている。し
かるに医療施設の現状を見るに人口
に比べて患者施設があまりに少く、
医療行政の万全を期し得られない状
況にある。ついでに國立療養所山陽
莊を下松市に移管されたいというの
であります。

○山崎委員長 政府側の御意見があれ
ば発言願います。

○久下政府委員 お答えいたします。

さきに國立療養所山陽莊は連合軍によ
り接收されたため、旧柳井陸軍病院花
岡分院の土在建築物を厚生省が大蔵省よ
り一時使用の承認を得て代替使用いた
しておりますが、この山陽莊は去る
八月十六日連合軍より返還引継ぎを終
了したので、花岡分院の医療設備内容
一切を再び山陽莊に移轉することにな
り、現に移轉進捗中であります。つき
ましては該花岡分院は移轉完了次第大
藏省に返還するものでありますが、厚
生省としても下松市に移管するよう大
藏省に對し折衝する考えであります。

○山崎委員長 御質疑はありません
か。なければ次に日程第七六、文書表
第一七四五号、あん摩、はり、きゅう、
柔道整復等營業法の名称改訂並びにそ
の一部を改正する請願を議題として審
査いたします。紹介議員が見えませ
んの代つて趣旨の説明を田中委員に
お願いいたします。

○田中(松)委員 それでは紹介議員に
代つて請願の趣旨を説明いたします。

本請願の要旨は、マツサージは物
理療法中最も効果のある治療法で、
あん摩とはその趣を異にしている
が、あん摩療法の中に含まれている
ため、これら業者の素質を低下する
ことになる。ついでにはあん摩、はり、
きゅう、柔道整復等營業法の名称を
あん摩師、マツサージ師、はり師、
きゅう師、柔道整復師と改訂して、
あん摩と区別するとともに修業年数
を四年以上に改正されたいというの
であります。

○山崎委員長 政府側の御意見があれ
ば発言願います。

○久下政府委員 それではお答えいた
します。

マツサージとあん摩とはともに手指
の運用による治療技術でありまして、
その原理において差異は認められませ
んので一括規定したのであります。が、
この点はなお將來十分研究いたし、必
要と認めれば改正してもよいと考えて
おります。

○山崎委員長 御質疑はありません
か。なければ田中委員、暫く私と交代
をお願いします。

○委員退席 田中(松)委員長代理
着席

○田中(松)委員長代理 次に日程第
二、文書表第六三三号青森市に國立總合
病院設置の請願を議題として審査
に入ります。紹介議員山崎岩男
君。

○山崎(岩)委員 本請願はそうでなく
ても不十分な医療施設を持つていな
かつた青森市が今度の戦争で被害をこ
うむりまして、現在應急的、仮設的な
診療所がぼつ／＼復旧したのでありま
すが、市民の入院治療の要求はとうて
い満足できないのであります。このた
めに市の建設、生産の活動力が阻害さ
れることはなほだしのであります。
つきましては優先的にこの窮迫した青
森市に國立の總合病院を建てていただ
きたいのであります。御審議の上採択
されんことを望みます。

○田中(松)委員長代理 政府側の御意
見があれば発言願います。

○久下政府委員 お答えいたします。

請願の趣旨については至当と考えま
すので考慮いたしたいと存じますが、
何分現下の状況において予算に余裕が
ないのみでなく、青森縣内には現在國
立の總合病院として弘前及び大湊の兩
病院があるのに比べ、はるかに不利な
状況にある縣もある均衡上からいたし

(昭和二十年法律第五十一号)による労働組合が、自主的に第十條第一項に規定する事業を行うことを制限し、又はこれに不利益を與えるものではない。

第二章 事業

(最大率仕の原則)

第九條 組合は、その行う事業によつて、その組合員及び会員以下組合員と総稱する。に最大の率仕をするを目的とし、營利を目的としてその事業を行つてはならない。

(事業の種類)

第十條 組合は、左の事業の全部又は一部を行うことができる。

一 組合員の生活に必要な物資を購入し、これに加工し若しくは加工しないで、又は生産して組合員に供給する事業

二 組合員の生活に有用な協同施設をなし、組合員に利用せしめる事業

三 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業

四 組合員の生活の共済を図る事業

五 組合員及び組合従業員の組合事業に関する知識の向上を図る事業

六 前各号の事業に附帶する事業

七 連合会は、前項の事業の外、会員たる組合の指導、連絡及び調整に関する事業を行うことができる。

(事業の機会均等)
第十一條 組合は、前條の事業を行うにあつては、特別の理由がない限り、同種の事業を行う他の者と同等の便益を受けることを妨げられない。

(事業の利用)

第十二條 組合員は、その意に反して、組合の事業を利用することを強制されない。

第十三條 組合は、組合員の利用に差支ない限り、定款の定めるところにより、組合員以外の者にその事業を利用させることができる。但し、一事業年度における組合員以外の者の事業の利用分額の総額は、特に行政廳の許可を得た場合の外、その事業年度における組合員の利用分額の総額の十分の一を越えてはならない。

(他の団体との関係)
第十四條 組合は、組合に關係がある事業を行うため必要であるときは、組合の目的及び他の法律の規定に反しない限り、他の法人又は団体に加加入することができる。

(組合員の資格)
第十五條 消費生活協同組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者で定款で定めるものとする。但し、法人は、組合員となることができる。

一 地域による組合にあつては、一定の地域内に住所を有する者

二 職域による組合にあつては、一定の職域内に勤務する者

三 地域による消費生活協同組合にあつては、定款の定めるところにより、前項第一号に掲げる者の外、その区域内に勤務地を有する者でその組合の施設を利用することを適當とするものを組合員とすることができる。

四 職域による消費生活協同組合にあつては、定款の定めるところにより、第二項第二号に掲げる者の外、その附近に住所を有する者でその組合の施設を利用することを適當とするものを組合員とすることができる。

五 連合会の会員たる資格を有する者は、左に掲げる者で定款で定めるものとする。

一 組合

二 他の法律により設立された協同組織体で、第二條第一項各号に掲げる要件を備え、且つ、組合の行う事業と同種の事業を行うことを目的とするもの

(加入の自由)
第十六條 組合は、その組合の数を制限することができる。

第十七條 組合員たる資格を有する者が組合に加加入しようとするときは、組合は、正当な理由がないのに、その加入を拒み、又はその加入につき現在の組合員が加入の際に附されたよりも困難な條件を附してはならない。

(出資)
第十八條 組合員は出資一口以上を有しなければならない。

第十九條 組合員の出資一口の金額は、組合員たる資格を有する者が通常負担できる程度とし、且つ、均一でなければならない。

第二十條 組合員は、出資金額の拂込について相殺をもつて組合に対抗することができる。

第二十一條 組合の責任は、その出資金額を限度とする。

(議決権及び選挙権)
第二十二條 組合員は、その出資金額の多少にかかわらず、各々一個の議決権及び選挙権を有する。但し、連合会については、会員たる消費生活協同組合の組合員数に基いて、定款で別段の定をすることができる。

第二十三條 組合員は、定款の定めるところにより、第三十七條の規定により、あらかじめ通知のあつた事項につき書面又は代理人をもつて、議決権及び選挙権を行うことができる。但し、組合員又は組合員と同一の世帯に属する者でなければ代理人となることができる。

第二十四條 前項の規定により議決権又は選挙権を行う者は、これを出席者とみなす。

第二十五條 代理人は、十人以上の組合員を代理することができる。

第二十六條 代理人は、代理権を証する書面を組合に差し出さなければならない。

(過怠金)
第二十七條 組合は、組合員が出資の拂込を怠つたときは、定款の定めるところにより、その者に對して過怠金を課することができる。

(自由脱退)
第二十八條 組合員は、九十日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。

第二十九條 前項の予告期間は、定款でこれを延長することができる。但し、その期間は、一箇年を超えてはならない。

(法定脱退)
第三十條 組合員は、左の事由に因つて脱退する。

一 組合員たる資格の喪失

二 死亡又は解散

三 除名

第三十一條 除名は、左の各号の二に該当する組合員につき、總會の議決によつてこれを行うことができる。この場合において組合は、その總會の会日から五日前までに、その組合員に對しその旨を通知し、且つ、總會において弁明する機会を與えなければならない。

一 長期間にわたつて組合の施設を利用しない組合員

二 出資の拂込その他組合に對する義務を怠つた組合員

三 その他定款で定める行為をした組合員

第三十二條 前項の除名は、除名した組合員にその旨を通知しなければ、これをもつてその組合員に對抗することとできない。

(拂戻請求権)
第三十三條 脱退した組合員は、定款の定めるところにより、その拂込出資額の全部又は一部の拂戻を請求することができる。

(脱退組合員の拂込義務)

第二十二條 事業年度の終にあたり、組合の財産をもつてその債務を完済するに足りないときは、その組合は、定款の定めるところにより、その年度内に脱退した組合員に対して未拂込出資額の全部又は一部の拂込を請求することができる。

(時効)

第二十三條 前二條の規定による請求権は、脱退の時から二年間これを行使しないときは、時効によつて消滅する。

(拂戻の停止)

第二十四條 脱退した組合員が組合に対する債務を完済するまでには、組合は、第二十一條の規定による拂戻を停止することができる。

(出資口数の減少)

第二十五條 組合員は、定款の定めるところにより、その出資口数を減少することができる。

2 前項の場合には、第十九條及び第二十一條から第二十三條までの規定を準用する。

第四章 管理

(定款)

第二十六條 組合の定款には、左の事項を記載しなければならない。

- 一 事業
- 二 名称
- 三 地域又は職域
- 四 事務所所在地
- 五 組合員たる資格に関する規定
- 六 組合員の加入及び脱退に関する規定
- 七 出資一口金額及びその拂込の方法並びに組合員の有するところのできる出資口数の最高限度に関する規定

方法並びに組合員の有するところのできる出資口数の最高限度に関する規定

八 第一回拂込の金額

九 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定

十 準備金の額及びその積立の方法に関する規定

十一 組合員の権利義務に関する規定

十二 事業の執行に関する規定

十三 役員に関する規定

十四 総会に関する規定

十五 事業年度

十六 公告の方法

十七 組合員の生活の共済を図る事業を行うときは、その掛金及び共済金の最高限度

十八 存立の時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由

十九 現物出資をする者を定めたときは、その者の氏名、出資の目的たる財産及びその価格並びにこれに対して與える出資口数

2 当該行政廳は、模範定款例を定めることができる。

3 厚生大臣は、第一項第十七号の掛金及び共済金の最高限度を定めることができる。

(役員の数)

第二十七條 組合には役員として理事及び監事を置く。

2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。

(役員を選挙)

第二十八條 役員は、定款の定めるところにより、組合員又は会員たる法人の役員のうちから、これを

選挙する。但し、組合設立当時の役員は、創立総会において、組合員にならうとする者又は会員にならうとする法人の役員のうちから、これを選挙する。

2 特別の理由があるときには、理事の定数の五分の一以内を限り、前項に該当しない者のうちから、これを選挙することができる。

(役員の特免)

第二十九條 理事又は監事のうち、その定数の五分の一を越えるものが欠けたときは、一箇月以内にこれを補充しなければならない。

(役員任期)

第三十條 役員任期は二年とする。但し、定款で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。

2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。

3 設立当時の役員任期は、第一項の規定にかかわらず、創立総会において定める期間とする。但し、その期間は、一年を越えてはならない。

(役員の特免)

第三十一條 監事は、理事又は組合の使用人と兼ねてはならない。

(監事の数)

第三十二條 組合が理事と契約するときは、監事が組合を代表する。組合と理事との訴訟についても、また同様とする。

(監事の職務)

第三十三條 監事の職務は左の通りとする。

一 組合の財産の状況を監査すること。

二 理事の業務執行の状況を監査すること。

三 財産の状況又は業務の執行につき不整の點があることを発見したときは、これを総会又は当該行政廳に報告すること。

四 前号の報告をなすため必要があるときは、総会を招集すること。

(理事の通常総会招集)

第三十四條 理事は、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

(理事の臨時総会招集)

第三十五條 理事は、必要があると認めるときは、何時でも臨時総会を招集することができる。

2 組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

(監事の総会招集)

第三十六條 理事の職務を行う者がいないときは、総会の招集は、監事がこれを行う。

2 前條第二項の請求があつた場合において、理事が正当な理由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(総会招集手続)

第三十七條 理事は、総会を招集するときは、会日の少くとも五日前に会議の目的たる事項を示し、定

款に定めた方法に従つて、これをしなければならない。

(通知又は催告)

第三十八條 組合の組合員に対してする通知又は催告は、組合員名簿に記載したその者の住所に、その者が別に通知又は催告を受ける場所を組合に通知したときは、その場所にあててすることをもつて足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべき時に到達したものとみなす。

(定款等の整備)

第三十九條 理事は、定款及び総会の議事録を各事務所に、組合員名簿を主たる事務所に備えておかなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

(書類の提出)

第四十條 理事は、通常総会の会日から一週間前までに、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これらを主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 組合員及び組合の債権者は、前項に掲げる書類の閲覧を求めることができる。

3 理事は、第一項に掲げる書類を通常総会に提出するときは、監事の意見書を添附しなければならない。

(役員の特任)

第四十一條 役員は、定款の定めるところにより、総組合員の五分の

一以上の請求により、任期中でも
総会において、これを解任するこ
とができる。

2 前項の規定による請求は、解任
の理由を記載した書面を組合に提
出してこれをしなければならな
い。

3 前項の規定による書面の提出が
あつたときは、組合は、総会の会
日から十日前までに、その役員に
対し、その書面を送付し、且つ、
総会において弁明する機会を與え
なければならない。

(民法準用)

第四十二條 理事には、民法(明治
二十九年法律第八十九号)第四十
四條第二項、第五十二條第二項及
び第五十三條から第五十五條まで
の規定を準用する。

(総会の議決事項)

第四十三條 左の事項は、総会の議
決を経なければならない。

一 定款の変更

二 組合の解散及び合併

三 毎事業年度の事業計画の設定
及び変更

四 收支予算

五 出資一口の金額の減少

六 借入金額の最高限度

七 事業報告書、財産目録、貸借
対照表、剰余金処分案及び損失
処理案

八 組合員の除名及び役員解任
の理由

九 連合会への加入又は脱退

十 その他定款で定める事項

2 総会に於ては第三十七條の規定
により、あらかじめ通知した事項
についての議決をなすことができ
る。但し、定款に別段の定めがあ
るときはこの限りでない。

3 定款の変更は、当該行政廳の認
可を受けなければ、その効力を生
じない。

4 前項の認可については、第五十
八條及び第五十九條の規定を準用
する。

(議決権の喪失)

第四十四條 組合と組合員との関係
につき議決をなす場合には、その
組合員は、議決権を有しない。

(総会の通常議決方法)

第四十五條 総会の議事は、この法
律又は定款に特別の定めのある場合
を除いて、出席者の議決権の過半
数でこれを決し、可否同数のときは、
議長は、総会において、そのつ
ど、これを選任する。

3 議長は、組合員として総会の議
決に加わる権利を有しない。

(総会の特別議決方法)

第四十六條 左の事項は、総組合員
の半数以上が出席し、その議決権
の三分の二以上の多数による議決
を必要とする。

一 定款の変更

二 組合の解散及び合併

三 組合員の除名

(総代会)

第四十七條 千人以上の組合員を有
する組合は、定款の定めるところ
により、総会に代るべき総代会を
設けることができる。

2 総代は、定款の定めるところに
より、組合員のうちからこれを選
挙する。

3 総代の定数は少くとも、百人以
上でなければならない。

4 総代の任期は、定款でこれを定
める。

5 総代会には、総会に関する規定
を準用する。この場合において、
第十七條第二項但書「組合員又
は組合員と同一の世帯に属する
者」とあるのは「組合員」と、同條
第四項中「十人」とあるのは「三
人」と読み替へるものとする。

6 総代会においては、解散及び合
併の議決をすることができない。

(家族の発言権)

第四十八條 消費生活協同組合の組
合員と同一の世帯に属する者は、
定款の定めるところにより、総会
に出席し発言することができる。
但し、第十七條第二項の規定によ
る場合を除く外、議決権及び選挙
権を有しない。

(減資手続)

第四十九條 組合は、出資一口の金
額の減少を議決したときは、その
議決の日から二週間以内に財産目
録及び貸借対照表を作らなければ
ならない。

2 組合は、前項の期間内に、債権
者に対して、異議があれば一定の
期間内にこれを述べべき旨を公
告し、且つ、知れてある債権者に
は、各別にこれを催告しなければ
ならない。

3 前項の一定の期間は、一箇月を
下つてはならない。

(減資に対する債権者の保護)

第五十條 債権者が前條第二項の一
定の期間内に異議を述べなかつた
ときは、出資一口の金額の減少を
承認したものとみなす。
2 債権者が異議を述べたときは、

組合は、弁済し、若しくは相当の
担保を供し、又は債権者に弁済を
受けさせることを目的として、信
託会社若しくは信託業務を営む銀
行に相当の財産を信託しなければ
ならない。

(剰余金等の積立)

第五十一條 組合は、定款に定める
額に達するまでは、毎事業年度の
剰余金の十分の一以上を準備金と
して積み立てなければならない。

2 前項の定款で定める準備金の額
は、出資総額の二分の一を下つて
はならない。

3 第一項の準備金は、損失のてん
補に充てる場合を除いてこれを取
りくずしてはならない。

4 組合は、第十條第一項第五号の
事業の費用に充てるため、毎事業
年度の剰余金の二十分の一以上を
翌事業年度に繰り越さなければな
らない。

(剰余金の割戻)

第五十二條 組合は、損失をてん補
し、前條に定める金額を控除した
後でなければ剰余金を割り戻して
はならない。

2 剰余金の割戻は、定款の定める
ところにより、組合員の組合事業
の利用分又は拂い込んだ出資額
に應ずる外、これをなしてはなら
ない。

3 組合が組合員の利用分等に應じ
て剰余金の割戻をなすときは、事
業別にその率を定めることが出来
る。

4 組合が拂い込んだ出資額に應じ
て剰余金の割戻をなすときは、年
五分を越えてはならない。

(剰余金の拂込充當)

第五十三條 組合は、組合員が期日
の到來した出資の拂込を終るま
で、その組合員に割り戻すべき剰
余金をその拂込に充てることので
きる。

第五章 設立

(設立者)

第五十四條 消費生活協同組合を設
立するには、その組合員にならう
とするもの二十名以上が、連合会
を設立するには、二以上の組合が
發起人となり、設立趣意書、定款
案、事業計画書及び發起人名簿を
つくり、賛成者を募らなければな
らない。

(創立總會の招集)

第五十五條 發起人は、経営をして
ゆくのに適当と思われる人数の賛
成者ができたときは、創立總會を
開かなければならない。

2 前項の賛成者の数は、消費生活
協同組合にあつては、少くとも三
百人を必要とする。但し、特別の
理由があるときは、この限りでな
い。

(創立總會の議事)

第五十六條 創立總會では、定款及
び事業計画を議決し、理事及び監
事を選挙し、その他設立に必要な
事項を決定しなければならない。

2 創立總會の議事は、組合員たる
資格を有する者で、その会日まで
に發起人に対し、設立の同意を申
し出たものの半数以上が出席し、
その議決権の三分の二以上でこれ
を決する。

3 創立總會については、第十七
條、第四十四條並びに第四十五條

第二項及び第三項の規定を準用する。

(設立認可の申請)

第五十七條 発起人は、創立總會終了の後遅滞なく、設立趣意書、定款、事業計画書、創立總會決議録の謄本及び役員名簿を当該行政廳に提出して、設立の認可を申請しなければならない。

2 発起人は、当該行政廳の要求があるときは、組合の設立に関する報告書を提出しなければならない。

(設立の認可)

第五十八條 当該行政廳は、前條第一項の申請があつたときは、その組合が第二條第一項各号に掲げる要件を欠く場合及び設立の手續又は定款若しくは事業計画の内容が法令又は法令に基いてする行政廳の処分違反する場合を除いては、その設立を認可しなければならない。

(認可の期間)

第五十九條 第五十七條第一項の申請があつたときは、当該行政廳は、申請書を受理した日から二箇月以内に、発起人に対し、認可又は不認可の通知を発しなければならない。

2 当該行政廳が前條の期間内に同條の通知を発しなかつたときは、その期間満了の日に、第五十七條第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、発起人は、当該行政廳に対し、認可に関する証明書の交付を請求することができる。

3 当該行政廳が設立認可の申請に關し発起人に報告を求め、又は第

三者に照会を發した場合には、前項の期間は、その報告又は回答のあつた日から、これを起算する。この場合において、第三者に照会を發したときは、当該行政廳は、第一項の期間内に、発起人に対しその旨の通知を發しなければならない。

4 当該行政廳が不認可の決定をするときは、その理由を通知書に記載しなければならない。

5 発起人が不認可の取消を求める訴を提起した場合において、裁判所がその取消の判決をしたときは、その判決確定の日に、第五十七條第一項の認可があつたものとみなす。この場合には、第二項後段の規定を準用する。

(事務引継)
第六十條 第五十七條第一項の認可があつたときは、発起人は遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。

2 理事は、前項の規定による引継を受けたときは、遅滞なく、組合員に出資の第一回の拂込をさせなければならない。

3 現物出資者は、第一回の拂込の期日出資の目的たる財産の全部を給付しなければならない。但し、登記登録その他の権利の設定又は移轉をもつて第三者に対抗するための必要な行為は、組合成立の後にこれをすることを妨げない。

(成立の時期)
第六十一條 組合は、主たる事務所所在地において、設立の登記をするに因つて成立する。

第六十二條 組合は、左の事由に因つて解散する。

第六章 解散及び清算

(解散の事由)
第六十二條 組合は、左の事由に因つて解散する。

一 總會の議決

二 組合の合併

三 組合の破産

四 存立時期の満了

五 第九十五條第三項の規定による解散の命令

2 解散の議決は、当該行政廳の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

3 前項の場合には、第五十八條及び第五十九條の規定を準用する。

(解散組合の継続)

第六十三條 存立時期の満了によつて解散した場合においては、組合員の三分の二以上の同意を得て組合を継続することができる。但し、存立時期満了の日より一箇月以内に認可を申請しなければならない。

2 前項の継続に同意しない組合員は、組合継続の時に脱退し、その効力を生ずる。

3 第一項の場合には、第五十八條及び第五十九條の規定を準用する。

(組合員の減少による解散)

第六十四條 第六十二條第一項の事由による外、消費生活協同組合は、組合員(第十四條第二項又は第三項の規定による組合員を除く)が二十人未満になつたことに因つて、連合会は、會員が一人になつたこと又は第十四條第四項第二号の規定による會員のみになつたことに因つて解散する。

2 組合は、前項の規定により解散したときは、遅滞なくその旨を当該行政廳に届け出なければならない。

したときは、遅滞なくその旨を当該行政廳に届け出なければならない。

(合併手續)

第六十五條 組合が合併しようとするときは、總會において合併を議決しなければならない。

2 合併は、当該行政廳の認可を受けなければならない、その効力を生じない。

3 合併には、第四十九條、第五十條、第五十八條及び第五十九條の規定を準用する。

(合併行為)

第六十六條 合併に因つて組合を設立するには、各組合の總會において組合員又は會員たる組合の役員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。

2 前項の規定による役員は、合併しようとする組合の組合員又は會員たる組合の役員のうちから、これを選任しなければならない。

3 第一項の規定による設立委員の選任には、第四十六條の規定を準用する。

(合併の効力)

第六十七條 組合の合併は、合併後存続する組合又は合併に因つて設立する組合が、その主たる事務所所在地において、第七十九條の規定する登記をすることに因つてその効力を生ずる。

(合併の効果)

第六十八條 合併後存続する組合又は合併に因つて設立した組合は、合併に因つて消滅した組合の權利義務(その組合がその行ふ事業に關し、行政廳の許可、認可その他の処分に基づいて有する權利義務を含む)を承継する。

第六十九條 組合が解散したときは、合併及び破産に因る解散の場合を除いては、理事が、その清算人となる。但し、總會において他人を選任したときは、この限りでない。

(清算人)

第七十條 清算人は、就任の後遅滞なく、組合の財産の状況を調査し、財産目録及び貸借対照表を作り、定款の定めるところにより、財産処分の方法を定め、これを總會に提出して、その承認を求めなければならない。

2 前項の總會については、第四十六條の規定を準用する。

(財産分配)

第七十一條 清算人は、組合の債務を弁済した後でなければ、組合の財産を分配することができない。

(清算の終了)

第七十二條 清算事務が終つたときは、清算人は、遅滞なく決算報告書を作り、これを總會に提出してその承認を求めなければならない。

(民法等の準用)

第七十三條 組合の解散及び清算には、民法第七十三條、第七十五條、第七十六條及び第七十八條から第七十三條まで並びに非訟事件手続法第三十一條、法律第十四号第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條の二、第三十五條の二

第十五第二項第三項、第百三十六條第一項、第百三十七條及び第百三十八條の規定を適用する。この場合において、民法第七十五條中「前條」とあるのは、「消費生活協同組合法第六十九條」と読み替へるものとする。

第七章 登記

(設立登記)

第七十四條 設立の登記は、出資の第一回の拂込があつた日から二週間以内、主たる事務所の所在地においてこれをしなければならない。

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

- 一 第二十六條第一項第一号から第三号までの事項
- 二 事務所
- 三 出資一口の金額及びその拂込の方法並びに出資の総口数及び拂い込んだ出資の総額
- 四 存立時期を定めたときは、その時期
- 五 役員の名及び住所
- 六 公告の方法

3 組合は、設立の登記をした後二週間以内に、従たる事務所の所在地において前項の事項を登記しなければならない。

(従たる事務所の登記)
第七十五條 組合の成立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前條第二項の事項を登記し、他の従たる事務所の所在地においては同期間内

にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。
2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内においてあらたに従たる事務所を設けたときは、この従たる事務所を設けたことを登記することをもつて足りる。

(移轉登記)

第七十六條 組合が主たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては二週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては三週間以内に第七十四條第二項の事項を登記し、従たる事務所を移轉したときは、旧所在地においては三週間以内に移轉の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移轉したときは、その移轉の登記をすることをもつて足りる。

(変更登記)
第七十七條 第七十四條第二項の事項中に変更を生じたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に變更の登記をしなければならない。

2 第七十四條第二項第三号の事項中出資の総口数及び拂い込んだ出資の総額の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末現在により事業年度終了後主たる事務所の所在地においては四週間以内に、従たる事務所の所在地においては五週間以内にこれをする

ことができる。
(解散登記)
第七十八條 組合が解散したときは、合併及び破産の場合を除いては、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

(合併登記)

第七十九條 組合が合併をしたときは、主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、合併後存続する組合については變更の登記、合併に因つて消滅する組合については解散の登記、合併に因つて設立した組合については第七十四條第二項に規定する登記をしなければならない。

(清算人の登記)
第八十條 清算人は、その就任の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

2 前項の登記には、第七十七條第一項の規定を適用する。
(清算終了登記)
第八十一條 組合の清算が終了したときは、清算終了の日から主たる事務所の所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に、清算終了の登記をしなければならない。

(管轄登記所)
第八十二條 組合の登記については、その事務所の所在地を管轄する司法事務局又はその出張所を管轄登記所とする。

2 各登記所に消費生活協同組合登記簿及び消費生活協同組合連合会登記簿を備える。
(設立登記の手続)
第八十三條 組合の設立の登記は、役員の全員の申請に因つてこれをする。

2 前項の登記の申請書には、定款並びに出資の総口数及び出資第一回の拂込があつたことを証する書面及び役員たることを証する書面を添附しなければならない。

3 合併に因る組合の設立の登記の申請書には、前項に掲げる書面の外、第六十五條第三項において準用する第四十九條の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は信託をしたことを証する書面を添附しなければならない。

2 前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。
3 行政廳が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その行政廳の囑託に因つてこれをする。
(合併による解散登記手続)
第八十七條 第七十九條の規定による解散の登記は、合併に因つて消滅した組合の理事の申請に因つてこれをする。

2 前項の場合には、第八十三條第三項及び前條第二項の規定を適用する。
(清算人の登記手続)
第八十八條 第八十條第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でない場合には、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

2 第八十條第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

3 出資一口の金額の減少又は組合

の合併に因る變更の登記の申請書には、前項に掲げる書面の外、第四十九條(第六十五條第三項において準用する場合を含む。)の規定による公告及び催告をしたこと、若し異議を述べた債権者があるときは、これに対し、弁済し、若しくは担保を供し、又は信託をしたことを証する書面を添附しなければならない。

(解散登記手続)
第八十六條 第七十八條の規定による組合の解散の登記は、第三項に規定する場合を除いて清算人の申請に因つてこれをする。

2 前項の登記の申請書には、解散の事由を証する書面を添附しなければならない。
3 行政廳が組合の解散を命じた場合における解散の登記は、その行政廳の囑託に因つてこれをする。
(合併による解散登記手続)
第八十七條 第七十九條の規定による解散の登記は、合併に因つて消滅した組合の理事の申請に因つてこれをする。

2 前項の場合には、第八十三條第三項及び前條第二項の規定を適用する。
(清算人の登記手続)
第八十八條 第八十條第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でない場合には、申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

2 第八十條第二項の規定による登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

3 出資一口の金額の減少又は組合

(清算終了登記手続)

第八十九條 組合の清算終了の登記は、清算人の申請に因つてこれをする。

2 前項の登記の申請書には、清算人が第七十二條の規定により決算報告書の承認を得たことを証する書面を添附しなければならない。

(登記期間の計算)

第九十條 登記すべき事項で、行政廳の認可を要するものは、その認可書の到達した時から登記の期間を計算する。但し、第五十九條第三項及び第五項(第六十二條第三項)において準用する場合を含む。の場合には、認可に関する証明書の到達した時から登記の期間を計算する。

(登記事項の公告)

第九十一條 登記した事項は、司法事務局において遅滞なくこれを公告しなければならない。

(非訟事件手続法の準用)

第九十二條 組合の登記には、非訟事件手続法第四十一條から第五十一條の六まで及び第五十四條から第五十七條までの規定を準用する。

第八章 監督

(行政廳による報告の徴収)

第九十三條 当該行政廳は、組合に法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款を遵守するときは、組合からその業務又は財産の状況に關し報告を徴収することができる。

(行政廳による検査)

第九十四條 組合員が、総組合員の十分の一以上の同意を得て、組合

の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款に違反する疑があることを理由として、検査を請求したときは、当該行政廳は、その組合の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 当該行政廳は、組合に法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款を遵守するために、必要があると認めるときは、何時でも、その組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

(法令等の違反に対する措置)

第九十五條 当該行政廳は、前條の規定による検査を行つた場合において、その組合の業務又は会計が法令、法令に基いてする行政廳の処分又は定款に違反すると認めるときは、その組合に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。

2 組合が前項の命令に従わないときは、当該行政廳は、期間を定めて、その事業の停止を命ずることができる。

3 組合が第二條第一項各号に掲げる要件を欠くに至つた場合、又は第十條若しくは第十二條第三項の規定に違反した場合において、当該行政廳が第一項の命令をなしたにもかかわらず、これに従わないときは、当該行政廳は、その組合の解散を命ずることができる。

(行政廳による取消)

第九十六條 組合員が総組合員の十分の一以上の同意を得て、總會の招集手続、議決の方法又は選挙が法令、法令に基いてする行政廳の

処分又は定款に違反することを理由として、その議決又は選挙若しくは当選決定の日から一箇月以内、その議決又は選挙若しくは当選の取消を請求した場合において、当該行政廳は、その違反の事実があると認めるときは、その議決又は選挙若しくは当選を取り消すことができる。

(所管行政廳)

第九十七條 この法律中当該行政廳とあるのは、地域又は職域が都道府縣又は特別市の區域を越える組合については厚生大臣、その他の組合については都道府縣知事又は特別市の市長とする。

2 前項の規定による厚生大臣の権限の一部は、これを都道府縣知事又は特別市の市長に委任することができる。

第九章 罰則

(罰則)

第九十八條 組合の役員がいかなる名義をもつてするを問はず、投機取引のために組合の財産を処分したときは、これを三年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

3 第一項の規定は、刑法(明治四十年法律第四十五号)に正條のある場合には、これを適用しない。

第九十九條 組合が第九十五條第二項の停止命令に違反して事業を行つたときは、その組合及び理事を二万円以下の罰金に処する。

2 第九十三條の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、

又は第九十四條の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを千円以下の罰金に処する。

3 組合の代表者又は代理人、使用人その他の従業者が、その組合の業務に關して前項の違反行為をなしたときは、行為者を罰する外、その組合に対して同項の罰金刑を科する。

(行政罰)

第一百條 左の場合には、組合の理事若しくは監事又は清算人は、これを二万円以下の過料に処する。

一 第十條に規定する事業以外の事業を営んだとき。

二 第十二條第三項の規定に違反したとき。

三 第十五條の規定に違反したとき。

四 第二十九條の規定に違反したとき。

五 第三十一條の規定に違反したとき。

六 第三十四條、第三十五條第二項又は第三十六條第二項の規定に違反したとき。

七 第三十九條第一項若しくは第四十條第一項の規定に違反して書類を備へ置かずその書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十九條第二項若しくは第四十條第二項の規定による閲覧を拒んだとき。

八 第二十條第二項又は第四十一條第三項の規定に違反したとき。

九 第四十九條若しくは第五十條

第二項又は第六十五條第三項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は合併したとき。

十 第五十一條又は第五十二條の規定に違反したとき。

十一 第六十四條第二項の規定に違反したとき。

十二 第七十條又は第七十二條に掲げる書類に記載すべき事項を記載せず又は不正の記載をしたとき。

十三 第七十一條の規定に違反して組合の財産を分配したとき。

十四 民法第七十九條の期間内に債権者に弁済をしたとき。

十五 民法第七十九條又は同法第八十一條に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十六 民法第八十一條第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

十七 この法律の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

第一百條 第三條第二項の規定に違反した者は、これを千円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一百二條 この法律施行の期日は、昭和二十三年十月三十一日までの間において、政令でこれを定める。但し、この法律中消費生活協同組合連合会に關する規定は、この法律施行後六箇月を経過した時から、これを施行する。

(産業組合法の廃止)

第一百三條 産業組合法(明治三十三

年法律第三十四号)は、これを廃止する。

2 この法律施行の際現に存する産業組合又は産業組合連合会については、産業組合法は、この法律施行後でもなおその効力を有する。

3 前項の産業組合又は産業組合連合会では、この法律施行の日から二箇年を経過した時に現に存するもの(清算中のものを除く)は、その時に解散する。

(消費生活協同組合への組織変更)
第百四條 前條第二項の産業組合で消費生活協同組合と同種の事業を行うものは、前條第三項の期間内に、消費生活協同組合となることのできる。

2 前項の規定により消費生活協同組合となるには、総会の議決を経なければならない。

3 第一項の場合における定款の変更、役員を選任その他消費生活協同組合となるのに必要な行為は、産業組合の組合員で消費生活協同組合の組合員たる資格を有するものの互選した特別委員が協同して、これをなさなければならない。

4 前項の定款の変更については、産業組合法の規定にかかわらず、第四十六條及び第四十七條の規定を準用する。但し、第四十七條の規定の準用については、産業組合法第三十八條の第二項の規定による総代会は、第四十七條の規定による総代会とみなす。

5 第三項に規定する役員を選任は、産業組合の組合員で消費生活協同組合の組合員たる資格を有するものの中から、これをなさなければならない。

6 第三項の規定により選任された役員は、第三十條第一項の規定にかかわらず、特別委員の定める期間とする。但し、その期間は、一年を超えてはならない。

7 特別委員は、組織変更に必要な行為を終えたときは、遅滞なく、当該行政廳に組織変更の認可を申請しなければならない。この場合には、第五十七條から第五十九條まで及び第九十七條の規定を準用する。但し、第九十七條中「厚生大臣」とあるのは、「厚生大臣及び農林大臣」と読み替へるものとする。

8 組織変更は、主たる事務所の所在地において、登記すること因つて、その効力を生ずる。

9 前項の登記については、第七十四條の規定を準用する。この場合において、同條第一項中「出資の第一回の拂込があつた日から」とあるのは、「組織変更の認可があつた日から」と読み替へるものとする。

10 前項の規定による登記の申請書には、その産業組合の主たる事務所での登記をする場合を除いて、その産業組合の登記簿の謄本を添附しなければならない。

11 産業組合の主たる事務所の所在地で、第九項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、職権で、その産業組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

12 産業組合の主たる事務所の所在地以外の地で、第九項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、その産業組合の主たる事務所での登記所に対し、その旨を通知しなければならない。

13 第十一項の規定は、前項の通知があつた場合に、これを準用する。

14 本條に規定するものの外第一項の規定により、産業組合が消費生活協同組合となるについて必要な事項は、命令でこれを定める。

第百五條 前條の規定により、産業組合が消費生活協同組合となつたときは、その産業組合の組合員のうち消費生活協同組合の組合員たる資格を有しない者は、組織変更の効力が生じたときに、産業組合を脱退したものとみなす。

2 前條第一項の場合において、従前の産業組合の組合員の持分の上に存した質権は、その組合員が消費生活協同組合の組合員となつたときは、その者の有すべき第二十一條の規定による拂戻請求権、第五十二條の規定による割戻請求権及び組合が解散した場合における財産分配請求権の上に存するものとする。

3 前條第一項の場合において、その産業組合が無限責任又は保証責任の組合であるときは、産業組合の組合員で消費生活協同組合の組合員になつたものは、組織変更前に生じた組合の債務については、産業組合法第二條第二項の規定による責任を免れることがない。

4 前項の責任は、前條第一項の組織変更後二年以内に請求又は請求

の予告をしない債権者に対しては、その期間を経過した時に消滅する。

5 前條第一項の場合において消費生活協同組合が従前産業組合として行つてゐた事業の範囲を縮小したときは、その縮小した事業の残務を処理するため必要な行為については、第十條の規定にかかわらずこれをを行うことができる。

(市街地信用組合への轉移)
第百六條 この法律施行の際現に存する産業組合法による信用事業を行う産業組合、又はその合併に因つて設立した産業組合で市街地信用組合法(昭和十八年法律第四十五号)第二十四條第一項に定める者をもつて組織せられるもの(同法第六十三條第一項の規定の適用を受けるものを除く)は、第百三條第三項の期間内に、産業組合法第二十八條の規定による総会の決議をもつて、市街地信用組合となることのできる。

2 前項の場合には、市街地信用組合法第六十三條第二項から第四項まで、及び第六十四條から第七十條までの規定を準用する。

(解散すべき産業組合及産業組合連合会)
第百七條 この法律施行の際現に存する産業組合又は産業組合連合会では、左の各号の一に該当するものは、第百三條から前條までの規定にかかわらず、この法律施行の日から三箇月以内に解散しなければならない。

一 ある産業部門において何等かの手段をもつて他の個人又は法人に対し左に掲げる事項を強要するもの

イ 関係員となること
ロ 手数料を徴収すること
ハ 事業についての一定の規則を守ること

二 左に掲げる手段により物資又は製品(自己の製品を除く)の分配又は販賣を統制するもの
イ 購買又は販賣の独占権
ロ 強制監査
ハ 割当配給その他分配の計画を作ること
ニ 構成員に対し信用を供與し又は保証をなすこと

2 前項の産業組合又は産業組合連合会では、前項の期間内に解散しないものは、その期間が経過した時に解散する。

3 前二項の解散に関して必要な事項は命令をもつてこれを定める。

(解散した産業組合の財産の承継)
第百八條 この法律施行後解散した産業組合の解散当時における組合員の過半数を構成員とする他の法律に基く協同組織体は、その産業組合に対して、解散後二箇月以内に、その産業組合が解散当時有していた財産の譲渡に関する協議を求めることができる。

2 前項の場合において、協議が調わらず、又は協議をすることができないときは、当該行政廳は、当事者又はその一方の申請により、当事者の意見を聞き、当該産業組合に対して、譲渡の條件を定めてその財産の譲渡を命ずることができ

る。

3 前項の譲渡命令があつたとき

人に対し左に掲げる事項を強要するもの

イ 関係員となること

ロ 手数料を徴収すること

ハ 事業についての一定の規則を守ること

二 左に掲げる手段により物資又は製品(自己の製品を除く)の分配又は販賣を統制するもの

イ 購買又は販賣の独占権

ロ 強制監査

ハ 割当配給その他分配の計画を作ること

ニ 構成員に対し信用を供與し又は保証をなすこと

2 前項の産業組合又は産業組合連合会では、前項の期間内に解散しないものは、その期間が経過した時に解散する。

3 前二項の解散に関して必要な事項は命令をもつてこれを定める。

(解散した産業組合の財産の承継)

第百八條 この法律施行後解散した産業組合の解散当時における組合員の過半数を構成員とする他の法律に基く協同組織体は、その産業組合に対して、解散後二箇月以内に、その産業組合が解散当時有していた財産の譲渡に関する協議を求めることができる。

2 前項の場合において、協議が調わらず、又は協議をすることができないときは、当該行政廳は、当事者又はその一方の申請により、当事者の意見を聞き、当該産業組合に対して、譲渡の條件を定めてその財産の譲渡を命ずることができ

る。

3 前項の譲渡命令があつたとき

は、協議が調つたものとみなす。
4 第二項の規定による命令の取消又は変更を求める訴は、その命令を受けた日から一箇月を経過したときは、これを提起することができない。

5 第二項の当該行政廳は、第九十七條の規定にかかわらず、その産業組合の主たる事務所の所在地を管轄する都道府縣知事とする。

6 第二項から前項までに規定するものの外、第一項の規定の施行に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

(産業組合法の効力に關する経過規定)
第九十九條 左の各号に掲げる規定の適用については、産業組合法は、この法律施行後でも、なおその効力を有するものとする。

一 住宅組合法(大正十五年法律第六十六号)第十六條第二項

二 農林中央金庫法(大正十二年法律第四十二号)第七條

三 養蚕業組合法(昭和六年法律第二十四号)第二十六條

四 農村負債整理組合法(昭和八年法律第二十一号)第二十條第一項及び第三項並びに第二十四條

五 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)第二十三條六 貸家組合法(昭和十六年法律第四十七号)第十七條、第二十二條、第二十七條、第三十一條、第三十三條及び第四十條

第九十九條 この法律施行前(第九十三條第二項の産業組合及び産業組合連合会については、同項の規定に

より効力を有する産業組合法の失効前)にした行為に對する罰則の適用については、産業組合法は、この法律施行後(同項の産業組合及び産業組合連合会については、同項の規定により効力を有する産業組合法の失効後)でも、なおその効力を有する。

(從前の名稱)
第一百十一條 この法律施行の際現にその名稱中に、消費生活協同組合若しくは生活協同組合、又は消費生活協同組合連合会若しくは生活協同組合連合会という文字を用いてゐる者は、第三條第二項の規定にかかわらず、この法律施行後三箇月間は、なお從前の名稱を用いることができる。

(登録税法の一部改正)
第一百十二條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。
第十九條第七号中「産業組合連合会」の下に「消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会」を「産業組合法」の下に「消費生活協同組合法」を加える。
(印紙税法の一部改正)
第一百十三條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。
第四條第一項第十二号中「産業組合連合会」の下に「消費生活協同組合連合会」を加える。
第五條第六号中「産業組合」の下に「消費生活協同組合」を加える。

(信託業法の一部改正)
第一百十四條 信託業法(大正十一年

法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第十一條第二項第六号中「又は産業組合を、産業組合、消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会」に改める。

(地方税法の一部改正)
第一百十五條 地方税法(昭和二十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第六十七條第二項第二号を次のように改める。

二 産業組合、産業組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
(國民貯蓄組合法の一部改正)
第一百十六條 國民貯蓄組合法(昭和十六年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一條第三号中「産業組合」の下に「消費生活協同組合」を加える。
(法人税法の一部改正)
第一百十七條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九條第五項中「産業組合連合会」の下に「消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会」を加える。
(事業者団体法の一部改正)
第一百十八條 事業者団体法(昭和二十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中に左の一号を加える。
ネ 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第 号)
(國民金融公社法の一部改正)

法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第十一條第二項第六号中「又は産業組合を、産業組合、消費生活協同組合又は消費生活協同組合連合会」に改める。

(地方税法の一部改正)
第一百十五條 地方税法(昭和二十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。
第六十七條第二項第二号を次のように改める。

二 産業組合、産業組合連合会、消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会
(國民貯蓄組合法の一部改正)
第一百十六條 國民貯蓄組合法(昭和十六年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第一條第三号中「産業組合」の下に「消費生活協同組合」を加える。
(法人税法の一部改正)
第一百十七條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九條第五項中「産業組合連合会」の下に「消費生活協同組合、消費生活協同組合連合会」を加える。
(事業者団体法の一部改正)
第一百十八條 事業者団体法(昭和二十三年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中に左の一号を加える。
ネ 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第 号)
(國民金融公社法の一部改正)

○事多政府委員 消費生活協同組合法案の提案理由を説明申し上げます。
日本再建のため歴史上曾つてないこの経済危機を乗り切り、國民生活の安定をはかるとともに、文化を日常生活に浸透せしめ、教養豊かな文化國家を築くことが要請せられております。

このときあたり、近時國民の自主的、自発的な運動によつて、消費者の協同組織として消費生活協同組合が各方面に結成せられつつあります。消費生活協同組合は一方において國民経済における流通秩序の確立に資するとともに、個人の消費経済を合理化して民生の安定をはかり、他方において各種の協同施設を設けるとともに、常に協同的な生活を行うことによつて國民の教養を高め、日常生活の文化的向上をはかることを目的としているものであります。

もとより消費生活協同組合の運動のみをもつて今日の経済危機に処し、または文化の進展を期することは望み得ないのでありますが、その組織と運営のよろしきを得るならば、消費生活協同組合は國民の安定向上に資するところ少からぬものがあるばかりでなく、またわが國の民主化という点においても多大の貢献を來すものと存するのであります。政府といたしましては消費生活協同組合の健全な発達をはかる必要があると考える次第であります。

しかるに現在消費生活協同組合についてはその特質に應じた根拠がなく、便宜産業組合法に準拠せしめてゐるのであります。産業組合法は元來産業または経済の発達を企図する目的をもつて主として生産者特に農業者を対象として立法せられたものであり、これに反し、消費生活協同組合は一般消費者、主として都市生活者の立場から日常生活を協同化しようとするものでありますので、これを産業組合法に準拠せしめることは、本来無理であり、特にまた産業組合法は新しい意義を持つた現在の消費生活協同組合を律する法律としては古きに失するのであります。戦後の事態に則して中小工業者に関する商工協同組合法、農業者のための農業協同組合法が制定せられてゐる今日、消費者の協同組織のための新しい民主的規程として、消費生活協同組合法を制定することは法の体系の上から見て望ましいところであります。これが本案を提出した理由であります。

以下消費生活協同組合法案の内容についてその要点を概略説明申し上げます。
第一にこの法律制定の目的は、國民の自発的な生活協同組織の発達をはかり、もつて國民生活の安定と生活文化の向上を期することにあります。

第二に消費生活協同組合の要件としたしまして、各國共通の原則に基づく基準を掲げその本質を明らかにしたのであります。

第三は組合及び連合会の区域は原則として都道府縣の区域を越えないものとし、職域による組合で特別の事情ある場合に指導連絡調整のみを行う連合会については、例外的に都道府縣の区域を越え設立できることとしたのであります。

第四に組合及び連合会の事業は、組合員の生活のために必要な購買事業、利用事業、文化事業、共済事業、組合

として立法せられたものであり、これに反し、消費生活協同組合は一般消費者、主として都市生活者の立場から日常生活を協同化しようとするものでありますので、これを産業組合法に準拠せしめることは、本来無理であり、特にまた産業組合法は新しい意義を持つた現在の消費生活協同組合を律する法律としては古きに失するのであります。戦後の事態に則して中小工業者に関する商工協同組合法、農業者のための農業協同組合法が制定せられてゐる今日、消費者の協同組織のための新しい民主的規程として、消費生活協同組合法を制定することは法の体系の上から見て望ましいところであります。これが本案を提出した理由であります。

以下消費生活協同組合法案の内容についてその要点を概略説明申し上げます。
第一にこの法律制定の目的は、國民の自発的な生活協同組織の発達をはかり、もつて國民生活の安定と生活文化の向上を期することにあります。

第二に消費生活協同組合の要件としたしまして、各國共通の原則に基づく基準を掲げその本質を明らかにしたのであります。

第三は組合及び連合会の区域は原則として都道府縣の区域を越えないものとし、職域による組合で特別の事情ある場合に指導連絡調整のみを行う連合会については、例外的に都道府縣の区域を越え設立できることとしたのであります。

第四に組合及び連合会の事業は、組合員の生活のために必要な購買事業、利用事業、文化事業、共済事業、組合

として立法せられたものであり、これに反し、消費生活協同組合は一般消費者、主として都市生活者の立場から日常生活を協同化しようとするものでありますので、これを産業組合法に準拠せしめることは、本来無理であり、特にまた産業組合法は新しい意義を持つた現在の消費生活協同組合を律する法律としては古きに失するのであります。戦後の事態に則して中小工業者に関する商工協同組合法、農業者のための農業協同組合法が制定せられてゐる今日、消費者の協同組織のための新しい民主的規程として、消費生活協同組合法を制定することは法の体系の上から見て望ましいところであります。これが本案を提出した理由であります。

以下消費生活協同組合法案の内容についてその要点を概略説明申し上げます。
第一にこの法律制定の目的は、國民の自発的な生活協同組織の発達をはかり、もつて國民生活の安定と生活文化の向上を期することにあります。

第二に消費生活協同組合の要件としたしまして、各國共通の原則に基づく基準を掲げその本質を明らかにしたのであります。

第三は組合及び連合会の区域は原則として都道府縣の区域を越えないものとし、職域による組合で特別の事情ある場合に指導連絡調整のみを行う連合会については、例外的に都道府縣の区域を越え設立できることとしたのであります。

第四に組合及び連合会の事業は、組合員の生活のために必要な購買事業、利用事業、文化事業、共済事業、組合

として立法せられたものであり、これに反し、消費生活協同組合は一般消費者、主として都市生活者の立場から日常生活を協同化しようとするものでありますので、これを産業組合法に準拠せしめることは、本来無理であり、特にまた産業組合法は新しい意義を持つた現在の消費生活協同組合を律する法律としては古きに失するのであります。戦後の事態に則して中小工業者に関する商工協同組合法、農業者のための農業協同組合法が制定せられてゐる今日、消費者の協同組織のための新しい民主的規程として、消費生活協同組合法を制定することは法の体系の上から見て望ましいところであります。これが本案を提出した理由であります。

以下消費生活協同組合法案の内容についてその要点を概略説明申し上げます。
第一にこの法律制定の目的は、國民の自発的な生活協同組織の発達をはかり、もつて國民生活の安定と生活文化の向上を期することにあります。

第二に消費生活協同組合の要件としたしまして、各國共通の原則に基づく基準を掲げその本質を明らかにしたのであります。

第三は組合及び連合会の区域は原則として都道府縣の区域を越えないものとし、職域による組合で特別の事情ある場合に指導連絡調整のみを行う連合会については、例外的に都道府縣の区域を越え設立できることとしたのであります。

教育事業等であり、さらに連合会については組合に対する指導連絡調整の事業を行ひ得ることとしたのであります。組合及び連絡会に信用事業を行わしめるか否かは議論のあるところでありますが、この法案においては認めないこととしております。

第五は組合員となる資格を有する者は、原則として一定の地域に住所を有する者か、または一定の職域に勤務する者であります。組合員については、加入脱退の自由を確保し、議決権及び選挙権を平等にするともに、家族もまた組合員の代理人として議決または選挙に加わることができるとにいたしました。連合会の会員となり得るものは組合、連合会及びこの消費生活協同組合と同じような目的性格を有する協同組織体であります。

第六組合の管理につきましては、役員として理事監事を置くこととし、その選任及び事務の運営を民主的ならしめるとともに、總會の運用についてもできる限り組合員の総意に基いて運営せられるよう規定いたしましたのであります。

第七組合の剰余金を組合員に割りもどすときは組合の本質に鑑み、組合員の事業利用分量に應じて割りもどすことを本則とし、出資額に應ずる割りもどしは年五分を超えてはならないこととしたのであります。

第八に組合の設立につきましては組合員になろうとする者の総意に基いてなされるような創立總會等の手続を定め、また行政廳の自由裁量によつて不当に設立を妨げられることのないように規定いたしましたのであります。

第九組合の監督につきましても行政

廳の監督権を最小限度に止めることとし、法令等に違反した場合にはまず組合に對し必要の措置を命じ、これに従わない場合において事業の停止または解散等の措置をとり得ることとしたのであります。

第十この法律施行により、産業組合法はほとんどその存立の意義が失われ、現在の産業組合についてのみなお二年間は存続し得ることとし、その間における他の協同組合への移行、財産の承継等について経過的措置を現在いたしたのであります。

第十一組合に対する課税については法人税、地方税等について産業組合、農業協同組合等と同程度の課税をいたすよう規定いたしましたのであります。以上法案の要点について御説明申し上げましたが、何とぞ慎重審議の上、速やかに可決あらんことを御願いたします。

○山崎委員長 次に本案についての審査に入ります。質疑は通告順に許します。野本品吉君。

○野本委員 これは懇談事項として委員長にお伺いしたいと思ひます。それは、この法案は三党の政策協定にもはつきりと取上げられてゐることであり、政府といたしましてはきつめて重大なる法案として今まで苦勞をなさつて提案されてゐるわけですから、それで私が感じたことを率直に申すのであります。民主黨議員は出席されておられぬ。現内閣の中心支柱となつてゐる政

党が自己の法案を上げられるに於いてきつめて熱意が足らないように思ふのであります。民主黨の御たる山崎委員長を主としてその御感想を伺ひます。

○小野委員 委員長からお答をするより私からお答をした方がよいと思ひます。私も熱意をもつておられぬといふことはまづたたくありません。私自身も今まで不当財産の關係なんかで出席することが少かつたのであります。今日特別に出席し、刑務議員も委員になつており、皆出席するつもりであります。先ほど参つたのであります。が、そのとき臨時代議士会を開いてゐるために、委員会は少し延びるというので一時退場したのであつて、今まで熱意はもつておるので、どうか御了承願ひます。

○野本委員 たいへん私ひねくれておるようですが、正直者ですから思つたことをそのまま言つてしまふのであります。もう一つはそれでは明日この法案について審議が始まるのであります。が、明日はぜひ議員を狩り出して出席して、どうせものになりそうもない法案であります。最後の死に花を咲かせるようにはおはかり願ひます。

○山崎委員長 承知いたしました。次に田中松月君。

○田中(松)委員 私ども多年の念願であります。いよいよ政党内閣の下において第一に取上げられなければならぬことは、むしろ政府案として取上げられる法律案よりも、國會がみづから提案する法案こそ重点的に尊重し、その成立を希はなければならぬというものが原則でありまして、当局においてそれにいささかの異議があるうと思ひますが、しかし異議がないと原則的に認めるだけでは何にもならぬのでございまして、それを実現すること

に努力してもらつてこそいふゆる理想が現実に進められるわけでありまして、私どもはもう年來の主眼でありまして、どうしてもこの消費生活協同組合法を上程したいつもりで實際言ひに言われぬ苦心を拂つておつたのでございしますが、ただいま野本委員も言われたように、明日これが審議にあたつてはぜひ出席して慎重審議を進めたいと思つております。私もその決意であります。が、それにいたしまして、政府當局の熱意の点を伺つておきたいのであります。が、今会期中に、できれば私どもは本案を通過させたいのであります。が、万が一と仮定いたしました、いろいろの事情で、たとへば部屋がとれないとか、連記の都合もあるといふことで審議を進めることができなかつた場合、政府當局といたしましては、次の臨時國會なり、あるいは通常國會なり、とにかく次の國會の勢頭必ずこの案を提出する用意があるかどうか、ぜひ通過をはかるためにさういふことを今から用意しておるという御決意があるかどうか、その点だけをひとつお伺ひしておきたいと思ふ。

○喜多政府委員 田中委員の御質問にお答いたします。厚生當局といたしましてはこの法案に對しましては最善の努力を傾注してきたといふことには對してはお誓ひができるのであります。が、遺憾ながら非常に日数の少い今日提出しなければならぬなりましたことを御了承願ひたいのであります。と審議に對して懸念する覚悟はございします。なお審議にあたりましてこれが無事通過せしめるといふことは、時日的にはいかにも困難なような現在の情勢ではなからうかと思ふのであります。これが今國會を通過いたさないような

場合が到來した場合、責任をもつて次の臨時議會の勢頭に提出いたしまして御審議を煩わし、一日も早く本法案の可決確定することを厚生省としては希望してゐることをお誓ひ申し上げます。

○山崎(進)委員 私、いま一つ申し上げておきたいことは、生活協同組合の問題につきましては、今國會においてどれだけ苦心いたしましたか、ございします。しかし國會に上程できるといふことを私達は信じておりましたにもかかわらず、諸般の事情から不可能になつたのです。が、しかし今國會におきましても御承知のように議會が終りに近づいて法案が殺到して生活協同組合法が今日出るか明日出るか、もし出たときは全力をあげて集中しなければならぬから、私たちは法律審議を不十分なのをむりにがまんしてほかの議案の通過をはかつたのでございします。さうして今日大衆が燃えるような熱情を持ち懸念にまで變つてゐるこの協同組合法が萬一通過不可能ということになりまして、大衆がどんなにがっかりするであらうか、どんなに失望するであらうかと思ひます。私はどうして今國會を通過させたいと思ふのでございします。そのためには幹部を初め、あらゆる努力をいたしますが、私は全

員が出席して政府當局にも熱意をもつて何とか流産にならないように、カンフル注射もあるいは食塩注射も私は結構と思ひます。どんなことでもよいと私たちは決意をもつております。社會黨としてはどんな状態においても通過をはかるべしと覺識により役員会によつて決定され、その取扱については厚生委員に一任するといふ大役をもつて

委員会に出席いたしておるのでござい
ます。どうぞ私はこの案が通過できま
すように委員長の特別の御考慮をこ
ろ願ひし、政府もその覚悟で明朝は
十時からびつたり始めるように一つお
考え願ひたいのでございます。
○山崎委員長 承知いたしました。
本日はこれをもつて散会いたします
す。明日は午前九時より始めます。
午後四時二十七分散会

【参照】
傷病者の保護に関する請願（請願者群馬縣碓氷郡八幡村大字大島三十七番地武蔵方小出政秀外三名）（武蔵運十郎君紹介）（第四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
戦争の犠牲者である傷病者は現在
在全国に百七十万を算え、医療そ
の他あらゆる保護を断たれ、その
家族と共に困窮のどん底にある、
ついでには（一）國立病院の医療費
政府負担（二）七項症以下の該当
者の再診査実施（三）恩給年金の
引上（四）元將校、下士官、兵等
の保護の差別撤廃（五）地方援護
の全面的強化をなされたいとい
うのである。

二、請願の議決理由
現今の苛烈な生活戦線に心身を
疲労させつつある戦争の犠牲者で
ある傷病者等に対して速かに救済
の手をのべることは極めて必要と
認め、本請願はこれを議院の会議
に付して採択すべきものと議決し
た、なお、本請願は議院において
採択の上は内閣に送付すべきもの
と認める。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

療術師法制定に関する請願（請願者奥市内神町一番地泰野楠雄外三千四百六十七名）（武田キヨ君紹介）（第四四号）、同（請願者東京都千代田区内幸町東拓ビル内全國療術協同組合代表守屋榮夫）（内海安吉君外二名紹介）（第六三九号）、同（請願者全國療術協同組合代表塩田博旦）（御原亨君紹介）（第二三七三号）、同（請願者東京都品川区下大崎全國療術組合代表宇都宮義貞）（野本品吉君紹介）（第一三三四号）及び同（請願者札幌市南一條西五丁目全國療術協同組合代表松枝良作）（武田キヨ君外一名紹介）（第一五二四号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
國民健康保持のため医療による
治病が重要であることはいままで
もないが、神経痛、ロイマチスそ
の他身体異常に対して療術師によ
る療術が行われていることも当然
である、しかるに今回法律第二百
十七号によりこれら療術師の營業
は昭和三十年限りとし、又新規開
業は認めないこととなつたことは
誠に遺憾である、ついでには速かに
療術師法を制定して健全なる業者
の育成を図り、以て療術師をして
國民健康保健の事業に従事せしめ
られたいといふのである。

二、請願の議決理由
療術師の新規開業が認められ

ず、現在療術業が停滞しているの
は、誠に遺憾であるので、これが
育成を図ることは極めて適した措
置と認め、本請願はこれを議院の
會議に付して採択すべきものと議
決した、なお、本請願は議院にお
いて採択の上は内閣に送付すべき
ものと認める。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

青森市に國立綜合病院設置の請願（請願者青森市長横山實）（山崎岩男君紹介）（第六三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
青森市の医療機関は、戦災後應
急的、仮設的な診療所というよう
な形式で若干復旧したが、市民の
入院治療の要求を満足させるこ
とはできない、これがため市民の建
設的活動力が阻害されることは大
である、ついでには他のすべてに優
先して本市に國立綜合病院を設置
されたいといふのである。

二、請願の議決理由

應急的、仮設的な診療所では、
市民の緊急の必要に應じ得ない実
情に鑑み、本請願はこれを議院の
會議に付して採択すべきものと議
決した、なお、本請願は議院にお
いて採択の上は内閣に送付すべき
ものと認める。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

蛔虫駆除に関する請願（請願者
東京都牛込区河田町九番地婦人
厚生会長吉岡彌生外一名）（武田
キヨ君紹介）（第二三〇号）に
関する報告書

一、請願の要旨及び目的
日本の現在人口中約六千万は蛔
虫の保持者であるといふことは國
民保健の上から誠に重大な問題で
ある、ついでには速かに國家的な綜
合対策委員会を設置して、これが
駆除策を講ぜられたいといふので
ある。

二、請願の議決理由

現在都市、農村を問わず、いか
なる階層の日本人も、蛔虫に悩ま
されないものはない実情に鑑み、
その対策は極めて必要と認め、本
請願はこれを議院の會議に付して
採択すべきものと議決した、な
お、本請願は議院において採択の
上は内閣に送付すべきものと認め
る。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

遺族の援護に関する請願（請願者水戸市櫛町六丁目茨城縣遺族連合会長武田清子）（飯村素君外一名紹介）（第二三二一）及び同（請願者神奈川縣高座郡寒川町田端佐藤信外三十四名）（齋藤晃君紹介）（第一五七六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今次戦争の犠牲者たる遺族は極
度の生活難のため精神的物質的に

苦難のどん底にある、ついでにはこ
れが援護につき次の事項を要する
る、（一）遺族救済特別法又は補償
制度の設定（二）遺族に対し非戦
災者特別税の免除（三）遺族相互
扶助団体の援護基金造成興行は免
税すること、といふのである。

二、請願の議決理由

現在の社会情勢の中で、極端に
苦しい立場にある遺族の援護は極
めて必要と思われるので、本請願
はこれを議院の會議に付して採択
すべきものと議決した、なお、本
請願は議院において採択の上は内
閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

岡山縣の住宅建設問題に関する
請願（請願者岡山縣知事西岡第
吉）（多賀安郎君外六名紹介）（廣
二七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山縣の昭和二十年度以降住宅
対策としては、戦災復興院及び縣
において夫々計画実施されたが、
資材、輸送、資金等の困難のため
所期の成果を収めることができ
ず、戦災者、引揚者その他生活貧
困者等は住宅難の現状にある、つ
いては全額乃至高率の國庫補助に
よる賃貸住宅、鉄筋又は木造ア
パートの大量建設等につき國の施
策を要望するといふのである。

二、請願の議決理由

岡山縣の住宅難の現状に鑑み、
その対策として賃貸住宅、アパー

下の建設は必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

元住宅営團経営住宅に関する請願（請願者東京都千代田区神田小川町三丁目二番地深川武外二十八名（武藤運十郎君紹介）（第四五三三号）、元住宅営團経営住宅に関する請願外一件（請願者横濱市西区高島通二丁目三十番地島津泰外千三百三十六名）門司亮君紹介）（第四六三三号）及び旧住宅営團の住宅拂下に関する請願（請願者大分市新中島豊河原旧住宅営團坂井利秋外五百七十六名（村上勇君紹介）（第一〇七〇号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

元住宅営團経営住宅の処分に関して政府の執らんとする方針は、全く居住権を無視した一方的のもので、斯くてわれわれの承認することのできない措置である、われわれはここに居住権の絶対確保を期し又政府は強力なる住宅政策を即時断行するようにされたいというのである。

二、請願の議決理由

元住宅営團経営住宅居住者の生活現狀に鑑み、各種方法を講じ、國家並びに地方公共團體が可能な限り、振興のため居住者に援助

を與えることは極めて必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

羅臼村に医療施設設置の請願（請願者北海道日南郡羅臼村長村田吉一）（伊藤郷子君紹介）（第六四五五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

北海道日南郡羅臼村は純漁村で、交通不便の地であるので、患者發生の場合には治療の時期を失して一命を失うことも少なくない、しかるに本村の医療施設は村医一名を設置するのみで、廣大な本村において完全な治療は行い得ない、しかも終戦後人口は益々増加しつつあり、住民の不便は大で憂慮すべき状態にある、ついでには速かに本村に医療施設を設置されたいというのである。

二、請願の議決理由

医療施設の不備は人命問題に関するものであり、羅臼村における本問題は殊に考慮を要するものであると認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿

旧樺太廳医師を、無医村において開業を許可し、厚生省医師とする請願（請願者北海道日南郡和歌市牧田醫院内元樺太廳醫師會副會長鈴木幸多外八十三名）（川合彰武君紹介）（第六九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

旧樺太廳令による医師は二、三十年の長きにわたる學識と経験を有し、厚生省医師に比し何ら劣るところがないにもかかわらず、しかも職令現地産業、看護婦、はり、きゅう、整骨医、あん摩、物療師等は受入就業できるに反し、廳令医師、齒科医師のみが開業できないということは不合理である、ついでには旧樺太廳醫師を無医村に受入開業せしめ、その実績により厚生省医師に昇格せしめる等の途を講ぜられたいというのである。

二、請願の議決理由

旧樺太廳令による医師は技術的には、厚生省医師と何ら劣るところがないにもかかわらず、内地においては開業できないということは不合理であり、これを認めることは必要と認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

療術業存続の請願（請願者香川県大川郡小海村田中正外百名）（福田繁芳君紹介）（第七四八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回法律第二百十七号あん摩、はり、きゅう、柔道整復等營業法が公布され、療術業は昭和三十年を以て禁止されることになったが、これは療術によつて健康を維持し得ていた者にとつては一大脅威である、ついでには引き続き療術業を存続されたいというのである。

二、請願の議決理由

療術業者の生活困窮の現狀に鑑み、これを廃止することは考慮を要するものと認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

旧住宅営團の住宅拂下に関する請願（請願者豊川市東光町濱田清忠外三百五十四名（細野三千雄君紹介）（第七六八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今般旧住宅営團の住宅拂下に関して、その價格が余りに高いので、到底現在のような窮乏状態においては買取り得ないものが大多数を占めている、ついでには該住宅拂下價格を希望價格を限度として引

下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

旧住宅営團経営住宅の処分に関しては、現居住者の居住権並びに借地権を確保することは勿論、買取りに際しては、充分の考慮を拂う必要ありと認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

医療類似行為者のあん摩、はり、きゅう施術禁止の請願（請願者甲府市三吉町九十六番地山梨縣鍼灸マッサージ師會長勝俣光重）（天野久君紹介）（第七八一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

從來のいわゆる医療類似行為者は法律第二百十七号、あん摩、はり、きゅう、柔道整復等營業法第十九條により昭和三十年末まで当該医療類似行為を業とすることを許されているが、指圧療法、手ノ平療法、有髄庄迫療法、ガイロプラチック療法、整体療法、藤井式集毛鍼療法、平田式熱鍼療法、大寺式温灸療法、電氣温灸器療法等をいわゆる医療類似行為として認めるのは、同法第一條を否認するものであるばかりでなく、第二條にも反するもので、國民保健の上からも看過できない問題である、ついでには医療類似行為者のあん摩、

はり、きゆう等の施術を禁止されたいものである。

二、請願の議決理由

医療類似行為者の取締については考慮を要する必要ありと認め、本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

生活扶助費増額の請願（請願者 宮崎縣児湯郡東米良村大字尾八重千六百七十番地中武イマ）（川野芳満君紹介）（第八四九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在の生活扶助費では、何の資産もなく、働き手を失つて、多くの子供をかかえている者の生活はできない、ついでには生活扶助費を増額されたいものである。

二、請願の議決理由

現在の苛烈な社会情勢下において、要保護者の生活苦はその極に達し、これに救助の手をのべることは、極めて必要であり、生活扶助費の増額は時宜に適するものと認め、本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

衛生組合法制定に関する請願（請願者 静岡市傳馬町 十三番地 全国衛生組合連合会衛生組合法制定促進委員会委員長秋山勝外二名）（川越博君外三名紹介）（第八五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

国民の体位向上と健康の増進を図り、保健所、結核予防、傳染病予防等、各種事業を実施する衛生組合の円滑なる運営を期するため、衛生組合法を速かに制定されたいものである。

二、請願の議決理由

国民保健の立場より、衛生組合の合理的運営による発展は時宜に適する措置であり、これを法律化することは必要と認め、本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

遺族援護強化の請願（請願者 奈良縣内奈良縣遺族厚生会遺族援護強化促進大会実行委員木村弘外七名）（伊瀬幸太郎君紹介）（第八八五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今次戦争の犠牲者たる戦死者遺族は極度の生活難のため、精神的

物質的に苦難のどん底にある、ついでにはこれら遺族に対し機会ある毎に暖かい慰藉の辞を送り、一般戦災者に関する恩恵の範囲に包含し、免税若しくは減税等の措置を講じ、未復員者留守宅手当に類する手当の支給等をなし、その援護を強化されたいものである。

二、請願の議決理由

現在の苛烈な生活戦線に心身を疲労させつつある戦争の犠牲者たる遺族に対して速かな救済の手をのべることは極めて必要と認め、本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

傷痍軍人保護に関する請願（請願者 栃木縣下都賀郡小山町御殿町大塚光治外四十八名）（小平久雄君紹介）（第九〇一号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今日官吏の手当が増額されているにもかかわらず、傷痍軍人に対してはまだ何らの措置が講ぜられていない、ついでには傷痍軍人の恩給を増額するとともに、特別項症、一項症は兵卒大將を六階級に分ち、その各階級の百五十倍乃至二百倍を支給され、又老年になれば

七項症を復活して、これに最輕少の恩給を支給されたい、又世人が傷痍軍人に対して敬愛と同情を以て接するようにされたい、なお、傷痍軍人が國立病院で受診する際は料金を全免されたいものである。

二、請願の議決理由

現在の苛烈な社会情勢下において、傷痍軍人に対してのみ恩給増額の措置を講ぜられないのは遺憾である、又、精神的方面においても温情をもつて接するようにすることは当然の事であり、これらの措置は極めて適切と認め、本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

國立富山病院拡充に関する請願（請願者 富山市五福國立富山病院患者新生会長森久一）（内藤友明君紹介）（第九二五号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

國立富山病院は戦災に大半を焼失して、最も劣悪な状態にあり、しかもこれに代つて傷痍者、要保護者の救済に當つてくれる強力な特殊医療機関がなく、これら要保護者達は非常に苦しい立場にある、ついでには該病院を拡充復興されたいものである。

二、請願の議決理由

医療施設を一般勤労大衆に完備し、医療保護の施設を付與することは、労働者、要保護者にとり緊急の要務であると思われるので、本請願はこれを議院の決議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

癩癧療養所の施設拡充その他に関する請願（請願者 群馬縣吾妻郡草津町栗生榮園藤田武一）（武藤運十郎君紹介）（第一〇三八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

終生癒えることのできない病苦と戦い、牢固として抜くことのできない社会的因襲の重圧に苦しむ癩癧患者にとつて、癩癧療養所は終生の安住地でなければならぬ、ついでには癩癧の根本対策を確立し、癩癧療養所の国内施設、夫婦舎、慰安施設等の拡充を図るとともに、医師、看護婦の増強、医薬品の輸入、患者への煙草の増配、結核と癩癧患者との差別待遇撤廃、癩癧患者保護法の制定等に盡力されたいものである。

二、請願の議決理由

現在癩癧患者に対する待遇はややもすると輕んぜられる向があるもので、その因襲的暗黒な運命にある癩癧患者の療養施設を拡充すること

は極めて必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿

児童福祉事業の振興に関する請願（請願者日本社会事業協会会長 中川望（山崎道子君紹介）（第一〇五八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回児童福祉法が実施されたが、未だ徹底せず遺憾に堪えない、ついではこの欠陥を補い、強力かつ積極的にその福祉を護り、児童福祉法の全面的推進とその徹底のために左記事項を要望する。
（一）児童福祉法実施に必要な予算の確保（二）寄附金に対する課税免除（三）募金のための興行に対する入場税免除（四）児童福祉施設に対する農地法適用緩和（五）児童福祉行政は児童福祉法に統一すること（六）児童福祉委員並びに児童委員の人選に適正を期せられたい。

二、請願の議決理由

現在の複雑な社会情勢下において、児童保護に対する措置として定められた、児童福祉法の確実、積極的運営は極めて必要と認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿

沖繩地方民救済に関する請願（請願者東京都台東区三輪町八十九番地社団法人球陽引揚民生協合理事久高唯保外六名）（坂東幸太郎君紹介）（第一二二二号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

沖繩地方民は現在内地でも沖繩においても経済的、思想的に不安な状態にある、ついでこれが救済のため左記事項を要望する。
（一）沖繩人厚生事業の助成（二）病人及び妊産婦に対する主食並びに医療品の特配（三）緊急援護物資の特配（四）救済募金のため免稅興行の認可（五）沖繩復興資材の供與。

二、請願の議決理由

日本内地の國民と最も友愛的關係にある沖繩地方民の苛烈な社会的不安に救済の手をのべることは時宜に適當するものと認め、本請願はこれを議院の会議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿

國立長野療養所上田分院移轉の請願（請願者上田市大字常磐城千八百五十二番地正浦喜武太郎（小林蓮美君紹介）（第一二四九号）及び同（請願者上田市長井上柳梧（田中松月君紹介）（第一一九九号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

國立長野療養所上田分院は、結核三、四期の患者を多数收容しているが、病棟は一般住宅を轉用したもので、衛生設備及び療養施設が極めて不備である、更に一般民家と隣接しているため、結核感染の危険がある、ついで療養所として環境その他絶好の條件を有する市営報恩寮の建物に本分院を速かに移轉されたいというのである。

二、請願の議決理由

現在不安の一途を辿つて居る医療關係の中でも結核療養施設は最も注意を要するものであり、國立長野療養所の上田分院の非合理的な現状に鑑み、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿

豊川市所在旧住宅営團の住宅拂下に関する請願（請願者豊川市牛久保町高見丸林文平外百二十三名）（林大作君紹介）（第一二〇六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

豊川市牛久保町高見並に隣野所在の旧住宅営團管理住宅は、現居住者に対して優先的に拂下げ

ることになったが、その拂下げ価格は市営住宅に比べて高價であるため、現居住者は買ひ受けることができない、ついで現居住者の窮状に鑑み、拂下げ價格を減額されたいというのである。

二、請願の議決理由

旧住宅営團の住宅拂下げ問題は、住宅難の今日重大なる問題であるが、これを現居住者に優先的に安易に買ひ受けられるような措置を講ずることは必要であると認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿

児童福祉関係予算増額に関する請願（請願者婦人生活文化協会 本田トヨ外五十二名）（坂東幸太郎君紹介）（第一二三三三号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

児童福祉法が制定され、これが実施に當り、現在割り当てられていた予算では、到底その完全を期することはできない、ついで児童福祉関係の予算を増額されたいというのである。

二、請願の議決理由

児童福祉法の確実な運営は極めて必要と認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院

において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。
右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿

指宿國立鹿兒島療養所敷地一部拂下の請願（請願者鹿兒島縣母宿郡指宿町十二町千四百二十五番地中川路英吉外二名）（上林山榮吉君紹介）（第八七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

指宿町は耕地面積が狭小で人口の密度が大であり、地元民はほとんど零細農家であるが、終戦後は傭農者及び復員、引揚者等の増加に伴い、本町民の生活は極度に圧縮されている、ついで指宿國立鹿兒島療養所敷地内の遊休耕地を拂ひ下げられたいというのである。

二、請願の議決理由

指宿町民の生活の困窮実情に鑑み、該問題は極めて、考慮を要するものと認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿

戦死者及び傷病者の取扱に関する請願（請願者山口縣大島郡日良居村植村トミ子外九百二十八

名(受田新吉君紹介)(第八九四号)及び戦争犠牲者の待遇に関する請願(請願者山口縣阿武郡小川村森吉祐外二十五名)(受田新吉君紹介)(第一七七三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

戦死者、傷病者、老弱者等の戦争犠牲者並びに在外死没者、傷病者に対し、國家が現在行つてゐる一般勤労者に対する各種補償と同等の取扱を実施するとともに、これら戦争犠牲者の自力更生を図りたいものである。

二、請願の議決理由

現今の酷烈な生活難に心身を疲労させつつあるこれらの戦争犠牲者等に対して速かな救済措置を講ずることは緊要と認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿

生活保護法改正等に関する請願

(請願者東京都澁谷区上通り三丁目一番地生活保護法改善期成同盟委員長朝倉純義外三名)(松谷天光君外六名紹介)(第九一五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

憲法第二十五條の規定により國民の最低生活権を保障するためには、現行の生活保護法を改正し、

その施行方法を改善しなければならぬ、つては(一)保護費の全額國庫負担(二)保護費及び保護費國庫予算の増額(三)生活査定基準の引上(四)生活保護法の積極的運用(五)民生委員の公選制と、民生事業の民主化強化(六)その他保護法及びその運用改善等の実現を要望するものである。

二、請願の議決理由
生活困窮者を保護し、民生の安定を図る上において、本請願は生活保護法運営の實際に徴するに考慮を要するもの少くないことに鑑み、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

三、請願の議決理由

生活困窮者を保護し、民生の安定を図る上において、本請願は生活保護法運営の實際に徴するに考慮を要するもの少くないことに鑑み、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿

社会福祉施設の拡大強化に関する請願

(請願者東京都目黒区上目黒八丁目四百六十一番地全國母子保護連盟委員長本田とよ)(坂東幸太郎君紹介)(第一〇三一五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現在發育不良の乳幼児、孤兒、浮浪児並びに轉落の婦人等は数数万あるは数百万に上つてゐるにわづらひ、その保護施設の数に余りにも少ない、つては母子寮、婦人寮、保育所、乳兒院、授産場、養護施設等の社会福祉施設

の拡大強化を図るとともに既施設のもの運営に對し援助されたいものである。

二、請願の議決理由

食生活の充分でない今日の状況下において、乳の弱い兒童、婦人の救済措置は社会問題の上からも最も重要であり、これが措置として社会福祉施設の拡充は、極めて必要と認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿

遠賀川河水汚濁防止に関する請願

(請願者福岡縣八幡市長守田道隆外六名)(洲上房太郎君紹介)(第一〇五四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

かつては遠賀川の河川は透明清澄であつたが、炭坑の盛んになるに従つて濁流と變じ、水道の吸水源は困難となり、断水を繰り返して、北九州六市一町住民の保健、衛生並びに産業上又は汽車汽船の給水にも支障を來してゐる、つては本川河水の汚濁防止に關して應急の方策と取締法を制定されたいものである。

二、請願の議決理由

遠賀川の汚濁問題は衛生上の見地からいつても重大な問題であるので、これに必要な措置を講ずる

ことは適當と認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿

保健婦の待遇改善等に関する請願

(請願者東京都目黒区柿ノ木坂百八十九番地日本助産婦看護婦保健婦協會保健婦部會長河村郁)(山崎道子君紹介)(第一〇六六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

保健婦は各種の社会施設に所属して、公衆衛生のあらゆる分野で保健指導並びに療養、補導に従事し、公衆衛生思想の普及と國民の日常生活の水準向上のために努力してゐるが、その身分待遇が極めて不安定のため、保健婦各人の問題だけでなく、市町村民の保健問題に影響することが大である、つては保健婦の身分待遇の改善を図るとともに、保健婦、助産婦及び看護婦に関する行政と指導を一括して総合的に実施されるように官廳内に看護指導課又は看護課を設置されたいものである。

二、請願の議決理由

現下の混沌たる社会状況下において、公衆衛生、國民保健のあらゆる面で活躍してゐる保健婦に対する待遇は、保健婦、助産婦、看護婦法等により、概ね規定されたが、なお官廳に看護課及び看護指導課を置くことは必要と認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

三、請願の議決理由

現下の混沌たる社会状況下において、公衆衛生、國民保健のあらゆる面で活躍してゐる保健婦に対する待遇は、保健婦、助産婦、看護婦法等により、概ね規定されたが、なお官廳に看護課及び看護指導課を置くことは必要と認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

導課を置くことは必要と認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿

大島診療所を縣營に復元の請願

(請願者岡山縣邑久郡朝日村大字大島診療所岡山縣邑久郡朝日村大字大島井上兼市外十四名)(柳原亨君紹介)(第一二五〇号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

岡山縣邑久郡朝日村大字大島診療所は、日本医療團の解散に伴い、その経営を本部に移管の予定であつたが、本村の経済状態は極めて窮乏してゐるため、到底その経営を維持することは困難である、つては本診療所を縣營に復元されたいものである。

二、請願の議決理由

日本医療團の解散に際し、同團岡山縣大島診療所の処分については、從來の關係に鑑み、具体的に適宜の措置を講ずる必要あるものと認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

三、請願の議決理由

現下の混沌たる社会状況下において、公衆衛生、國民保健のあらゆる面で活躍してゐる保健婦に対する待遇は、保健婦、助産婦、看護婦法等により、概ね規定されたが、なお官廳に看護課及び看護指導課を置くことは必要と認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿

戦災復興住宅の坪数制限緩和の
請願（請願者熱海市議会議長青
木良平）（橋本金一君外五名紹
介）（第一三三九号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
臨時建築制限法により住宅は十
二坪、店舗併用住宅は十五坪に制
限されたが、住宅の地盤のため風
紀問題まで引き起している今日、
折角戦災復興に立ち上りつつある
商人の活動にも支障を来たしてい
る、ついでには戦災復興住宅の坪数
制限を緩和されたいというのであ
る。

二、請願の議決理由
最も住宅難のはなはだしい戦災
復興都市に現在適用されている臨
時建築制限令は復興の面からみ
て、考慮を要するものと認め、本
請願はこれを議院の会議に付して
採択すべきものと議決した、な
お、本請願は議院において採択の
上は内閣に送付すべきものと認め
る。

右報告する。
昭和二十三年七月四日
厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿
大都市における庶民住宅に関す
る請願（請願者横浜市議会議長
小澤二郎外四名）（門司亮君紹
介）（第一三三二七号）に関する報
告書
一、請願の要旨及び目的
戦災都市における庶民住宅の復
興は、敷地難と財源難等のため支
障を来している、ついでには左記事
項を実施されたいというのであ
る。

（一）公営住宅用地取得のた
め強制措置及び国庫補助並びに起
債認可（二）新築住宅建設費並び
に改造費国庫負担（三）昭和二十
三年度第一、四半期資金交付
（四）民間庶民住宅建設助成。
二、請願の議決理由
戦災都市の住宅難に鑑み、これ
が救済措置を講ずることは必要と
認め、本請願はこれを議院の会議
に付して採択すべきものと議決し
た、なお、本請願は議院において
採択の上は内閣に送付すべきもの
と認める。
右報告する。
昭和二十三年七月四日
厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿
社会福祉事業費国庫補助増額の
請願（請願者熱海市議会議長青
木良平）（池谷信一君外十一名紹
介）（第一三三八号）に関する報
告書
一、請願の要旨及び目的
戦後における経済生活の窮迫と
インフレの高騰とで、大衆の生活
は困難に陥りつつある、ついでには
闇横減並に大衆の生活安定のため
社会福祉事業費に国庫補助を増
額されたいというのである。
二、請願の議決理由
國民の生活安定のため、最も必
要である社会福祉事業費の貧困な
現状に鑑み、これが振興は時宜に
適する措置と認め、本請願はこれ
を議院の会議に付して採択すべき
ものと議決した、なお、本請願は
議院において採択の上は内閣に送
付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年七月四日
厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿
社会事業法改正に関する請願
（請願者日本社会事業協会々長
中川望）（田中松月君紹介）（第一
三八一五号）に関する報告書
一、請願の要旨及び目的
新日本建設に伴う社会事業の拡
充を図ることは現下最も緊急の要
務である、ついでには昭和二十二年
十月、全国社会事業大会において
協議決定された社会事業法の改正
案を実現されたいというのであ
る。
二、請願の議決理由
現下の社会状況下重要な役割で
ある社会事業法の拡充を図ること
は、緊要と認め、本請願はこれを
議院の会議に付して採択すべきも
のと議決した、なお、本請願は議
院において採択の上は内閣に送付
すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年七月四日
厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿
社会事業共同募金法制定に関す
る請願（請願者日本社会事業協
会々長中川望）（田中松月君紹
介）（第一三八二二五号）に関する報
告書
一、請願の要旨及び目的
新日本建設に伴う社会事業の拡
充を図ることは現下最も緊急の要
務である、ついでには昭和二十二年
十月、全国社会事業大会において
協議決定された社会事業共同募金
の法制化を実現されたいというの
である。
二、請願の議決理由
現在の冷僻な社会状況下におい
て、社会事業共同募金の法制化は
必要な措置と認め、本請願はこれ
を議院の会議に付して採択すべき
ものと議決した、なお、本請願は
議院において採択の上は内閣に送
付すべきものと認める。
右報告する。
昭和二十三年七月四日
厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿
全国身体障害者に対する補償給
度に関する請願（請願者東京都
千代田区丸ノ内三丁目八番地全
國身体障害者連生同盟委員長鈴
木仙八）（村上清治君外一名紹
介）（第一四二五五号）に関する報
告書
一、請願の要旨及び目的
現在の窮迫している社会情勢下
に身体障害者の生活は言語に絶す
るものがある、ついでには全国四百
万の身体障害者救済のため、その
補償制度の確立並びに保護施設を
完備されたいというのである。
二、請願の議決理由
一般の身体健全者にとつても酷
烈な現在の社会情勢下において、
身体障害者の生活困窮ははなはだ
しい現状に鑑み、その補償、保護
制度の確立、実行は極めて必要と
認め、本請願はこれを議院の会議
に付して採択すべきものと議決し
た、なお、本請願は議院において
採択の上は内閣に送付すべきもの
と認める。
右報告する。
昭和二十三年七月四日
厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿
採択の上は内閣に送付すべきもの
と認める。
昭和二十三年七月四日
厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿
母子寮建設費国庫補助の請願
（請願者徳島縣婦人団体連合会
長萬野ハツエ外五十九名）（山崎
道子君紹介）（第一四三三五号）に
関する報告書
一、請願の要旨及び目的
徳島縣婦人有志はこどもを持つ
未亡人の生活を改善するため、保
育所並びに母子寮の増設等に努力
をしているが、資金が乏しいため
その実現ができない状態である、
ついでには本事業に対して高率の國
庫補助をされたいというのであ
る。
二、請願の議決理由
戦争の犠牲者である未亡人の生
活困窮の現状に鑑み、これが國家
が補助することは必要な措置と認
め、本請願はこれを議院の会議に
付して採択すべきものと議決し
た、なお、本請願は議院において
採択の上は内閣に送付すべきもの
と認める。
右報告する。
昭和二十三年七月四日
厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿
樺太引揚園科医に免許狀下付の
請願（請願者千葉縣印旛郡成田
町成田五百三十三番地渡邊由松
外六名）（竹尾三君外一名紹介）
（第一五七七号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
終戦前南樺太にあつて正規の課程を終了し、限地開業歯科医師として開業していたものは、引揚後受験資格がなく、多年の経験による優秀な技術をもちながらこれを生かす途がなく路頭に迷つてゐる現状である、ついでこれらのもに對しても受験資格を與え、日本歯科医師として免許状を下附されたいのである。

二、請願の議決理由
旧樺太廳仮免許歯科医師の生活難に鑑み、内地免許の歯科医師と技術的には何らの差はないものに對しては内地開業について、適宜の措置をとるの必要あるものと認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十三年七月四日
厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿

宇多津町に保育所設置の請願
(請願者香川縣綾歌郡宇多津町代表高原忠信)(豊澤豊雄君紹介)(第一六一四号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
香川縣綾歌郡宇多津町は、塩田を主とした町で、小学校五、六年生になれば既に塩田に出て働くという勤勞意欲の旺盛な地で、母も又働くために現在本町唯一の小学校の教室を借りて保育所を經營して

ているが、教室が狭くて希望者全部を入所させることができず、しかも同校には小学校も中学校も又保育所ともに合宿してゐるはなはだ不便を極め目的を異にする保育所は他に轉出せねばならぬ状態にある、ついで本町に保育所を設置されたいのである。

二、請願の議決理由
勤勞意欲の旺盛な宇多津町に、働く者のために保育所を設置することは必要と認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十三年七月四日
厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿

豊川市所在旧住宅営團の住宅拂下に関する請願(請願者豊川市東光町百号濱田清忠外三百五十四名)(林大作君紹介)(第一六一六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
今般豊川市東光町の旧住宅営團管理住宅は、現居住者に対して優先的に拂下げられることになつたが、その拂下價格は他に比べて余りに高すぎる、ついで該住宅拂下に關しては拂下希望價格を限度とし、又買取不可能なものに對しては特別の方法を考慮されたいというのである。

二、請願の議決理由
旧住宅営團住宅を現居住者に、優先的に、且つ、安易に拂下げる

ことは、豊川市東光町の住宅難に鑑みて必要な措置と認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

二、請願の議決理由
國立療養所山陽莊を下松市に移管の請願(請願者下松市長石井成武)(中嶋勝一君紹介)(第一六四五号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
下松市は新興重工業都市として躍進目覚ましく、開港場に指定されてから益々その將來の發展性を約束されてゐる、しかるに医療施設の現状を見るに人口に比べて患者施設が余りに少く、医療行政の万全を期し得られない状況にある、ついで國立療養所山陽莊を下松市に移管されたいというのである。

昭和二十三年七月四日
厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿

二、請願の議決理由
下松市の躍進し続ける現状に鑑み、その医療施設を拡充することは必要と認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十三年七月四日
厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿

庶民住宅建設費國庫補助増額の請願(請願者鹿児島市議會議長増田静)(的場金右衛門君紹介)(第一六五八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
戦災市町村における引揚者及び戦災者等の庶民住宅の建設は、緊要であるが、現下の市町村財政では極めて困難な状態である、ついでこれが庶民住宅建設費に對する國庫補助を八割程度増額されたいというのである。

二、請願の議決理由
全國の戦災市町村はいずれも住宅難に喘いでゐる現状に鑑み、庶民住宅建設費、災害應急対策費に對し國庫補助をなすべきと認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十三年七月四日
厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿

一、請願の要旨及び目的
あん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法の名称改訂並びにその一部を改正する請願(請願者東京都新宿区新宿三丁目二十二番地日本鍼灸マッサーヂ師會連盟代表小安良勝)(大島多藏君紹介)(第一七四五号)に関する報告書

二、請願の議決理由
マッサーヂ療法の特異性に鑑み、その名称を改正することは考慮を要すると認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

法の中に含まれてゐるためこれら業者の素質を低下することになる、ついであん摩、はり、きゆう、柔道整復等營業法の名称をあん摩師、マッサーヂ師、はり師、きゆう師、柔道整復師と改訂してあん摩と區別するとともに修業年数を四年以上に改正されたいというのである。

二、請願の議決理由
マッサーヂ療法の特異性に鑑み、その名称を改正することは考慮を要すると認め、本請願はこれを議院の會議に付して採択すべきものと議決した、なお、本請願は議院において採択の上は内閣に送付すべきものと認める。

昭和二十三年七月四日
厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿

恩給増額に関する請願(請願者下關市大字豊浦村千百七十六番地榎惣一外七十五名)(受田新吉君紹介)(第一四八号)、同(請願者下關市大字豊浦村千百七十六番地榎惣一外三十八名)(受田新吉君紹介)(第一九三三号)、同(請願者熊本市大江新町百四十四番地福田源藏外二名)(寺本齋君外二名紹介)(第二四九号)、同(請願者高山市天満町六丁目十二番地倉手登之助外二百四十一名)(岡村利右衛門君紹介)(第三一九号)、恩給増額に関する請願外二件(請願者下關市大字豊浦町千百七十六番地榎惣一外百六十一名)(受田新吉君紹介)(第三七六号)、恩給増額に関する請

願（請願者岐阜縣本巢郡眞桑村輕海江崎英一外四十一名）（武藤嘉一君紹介）（第三八五号）、同（請願者福井市寶永上町八十二番地福井縣恩給増額期成同盟會長山田稻作）（坪川信三君紹介）（第四九七号）、恩給増額に関する請願外四件（請願者小野田市大字千崎三百二十七番地谷東百合雄外二百三十三名）（受田新吉君紹介）（第五四二号）、恩給増額に関する請願（請願者長野市大字若里八百九番地篠原勝雄）（小坂善太郎君紹介）（第六三八号）、同（請願者山口縣美禰郡大田町福間森一外六名）（今澄勇君紹介）（第六七四号）、同（請願者山口縣吉敷郡小幡村大字上小幡二千二百七十四番地松田武式外十名）（受田新吉君紹介）（第七一八号）、同（請願者福岡市福岡縣教育會内恩給並に扶助料増額期成連盟委員長井口末吉外九百五十一名）（荒木萬壽夫君紹介）（第七二六号）、同（請願者福岡縣嘉穂郡鏡西村花瀬大和三次郎外二百五十九名）（西田隆男君紹介）（第七六三三号）、同（請願者戸畑市築地町二丁目長島イシ方井上定次郎外百二名）（松本七郎君紹介）（第八三二二号）、同（請願者鹿児島縣議會議長有馬純）（上林山榮吉君紹介）（第八七三三号）、同（請願者光市大字島田三丁目一番地岡村幹輔外四十六名）（受田新吉君紹介）（第八九二二号）、同（請願者直方市山部五十八番地河原篤外七十七名）（淵上房太郎君紹介）（第八九八号）、同（請願者福岡縣鞍手郡代表北崎善知外百二十六名）（淵上房太郎君紹介）（第八九九九号）、同（請願者石川縣河北郡高松町字上田名木八十三番地三島理保外千八百五十五名）（五坪茂雄君外二名紹介）（第九〇〇号）、同（請願者宮崎市大工町百六十一番地山川勝之助外八百一十一名）（川野芳清君外五名紹介）（第九一七号）、恩給増額に関する請願外一件（請願者浦和市常盤町七丁目二十番地田島晋次郎外一万五千八百八十八名）（中島守利君紹介）（第一〇九三三三三）、恩給増額に関する請願（請願者大分市中島三條通り河野伊多留外千二百六十六名）（松原一彦君外六名紹介）（第一一〇二二二）、同（請願者甲府市元城屋町三十番地吉田祐吉外四百五十九名）（樋貝隆三君紹介）（第一一四〇〇号）、同（請願者岐阜市美江寺町二十六番地中島芳次外三十九名）（武藤嘉一君紹介）（第一一四二二二）、恩給増額に関する請願外一件（請願者千葉市立第三中学校教諭作田彦外一万九百九十五名）（富田照君紹介）（第一二〇〇〇号）、恩給増額に関する請願（請願者飯塚市大字川島坂口秀木外二十七名）（西田隆男君紹介）（第一二九七号）、同（請願者鹿児島縣鹿兒島郡谷山町塩屋四百九十番地脇田次郎外三千二百五十二名）（的場金右衛門君紹介）（第一二九八八号）、恩給増額に関する請願外一件（請願者福岡縣早良郡田隈村大字田四十六番地田中興三太外千六百九十七名）（中島茂

喜君外一名紹介）（第一二九九九号）、恩給増額に関する請願（請願者山形市香澄町字木實小路二百三十三番地末野義四郎外百二十三名）（小野孝君外三名紹介）（第一三〇〇〇号）、同（請願者佐賀市唐土町五十二番地福島清太郎外四百七十二名）（大島多藏君紹介）（第一三一一一）、同（請願者岡山縣児島郡藤戸町大字百八十七番地加藤誠治）（河合義一君紹介）（第一三二二二）、同（請願者宇都宮市花房町千九百六番地入江操外二千二百五十二名）（矢野政男君外六名紹介）（第一四六一一）、同（請願者長野市旭町信濃教育會館内長野縣恩給受給者連盟理事長佐藤嘉市）（唐木田藤五郎君紹介）（第一六五七七）、同（請願者下関市大字長府町樺惣一外三十八名）（受田新吉君紹介）（第一七七七号）及び同（請願者別府市大字鐵輪二百九番地二宮正幸）（松原一彦君紹介）（第一七八八号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
普通恩給又は扶助料を受けている者は、数年來の物價高のため、極度の生活苦に悩まつつある、これは恩給を適當に増額されたいものである。

二、請願の議決理由
恩給法臨時特例案により該問題は解決された、よつて本請願は議院の會議に付するを要しないものと議決した。

右報告する。
昭和二十三年七月四日
厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿

性病予防及び撲滅に関する請願（請願者東京都新宿区牛込河田町九番地婦人厚生會長吉岡彌生外一名）（武田キヨ君紹介）（第一九六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
終戦後わが國における性病は著しく増加し、その害毒の及ぶところは深刻である、ついでにこれが予防と撲滅のため（一）結婚に際しては双方健康診断書の交換により性病の危険を避け、罹患者は治療後結婚すること（二）妊婦に対してはある時期において身体検査を行い、性病罹患者であるときは出産前中期において治療せしめることの二項を、法の力を以て強制するようにされたいものである。

二、請願の議決理由
性病予防法によつて該問題は解決された、よつて本請願は、議院の會議に付するを要しないものと議決した。

右報告する。
昭和二十三年七月四日
厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿

定額を保持すること等を規定し、客の寄託物に対しては保管監視の義務は課しても、重大な過失があつた場合の外は賠償責任を免除することを掲げて、その経営を安定させ、業者自らの発意によつて浴場を理想的な社会公共機関たらしめたいものである。

二、請願の議決理由
公衆浴場法により、該問題は解決された、よつて本請願は、議院の會議に付するを要しないものと議決した。

右報告する。
昭和二十三年七月四日
厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿

恩給法等の改正に関する請願（請願者浦和市常盤町一丁目十番地吉田謙二）（松崎朝治君紹介）（第五六六号）に関する報告書

一、請願の要旨及び目的
現在恩給法は軍人だけを戦争犯罪者として恩給を停止している等、不可解な点が多い、ついでに現在の恩給法全体を改正して、國家の功勞者に対しては時代適應の恩給にこれを増額し、廣範圍にこれを準用するため、厚生恩給法のようなものを作られたいものである。

二、請願の議決理由
恩給法臨時特例案により該問題は解決された、よつて本請願は、議院の會議に付するを要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

理容師法の一部を改正する請願
(請願者東京都千代田区神田神保町三丁目六番地日本美容師会
長宮前ちよ子)(櫻内義雄君外一名紹介)(第七〇一号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回公布された理容師法は現在の理容界の事情に適せず、又理容師の素質を低下させることになる、ついで同法の第三條第一項の年限を二年以上と改め、第二項の理容師受験資格者として、現在の理容業者に対しては向う三年間受験資格を與えるように改正されたいものである。

二、請願の議決理由

理容師法特例により該問題は解決した、よつて本請願は、議院の會議に付するを要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

國民健康保險制度改革に関する請願(請願者佐賀縣杵島郡桶村國民健康保險組合理事長光武巽外九十一名)(大島多藏君紹介)(第七二三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

現行國民健康保險は、最近の經濟界の変動あるいは切迫した世相を反映して、その運営に非常な困難を來している、ついで國民健

康保險制度を地方自治体の管理に移し、(一)國民健康保險及び健康保險その他各種社會保險類のものゝの綜合一元化、(二)強制設立、強制加入を原則とし、法の目的中に保健施設をなすべきこととし、同保險に要する費用を國庫及び地方費より支出するように規定し、医療報酬制度を改善し、併せて医療制度との調和を図り、社會保險の行政機構を整備されたいものである。

二、請願の議決理由

國民健康保險法の一部を改正する法律により該問題は解決した、よつて本請願は、議院の會議に付するを要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

恩給法改正に関する請願(請願者山形市山形縣廳内山形縣警友會 請願委員會委員長桐井米次郎)(松浦東介君紹介)(第七五二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

警察官恩給受給者は數年來の物價高のため、極度の生活難に悩みつつあり、ために警察官志望者の素質低下し、治安秩序の維持に支障を來している、ついで速かに恩給法を改正して警察官の恩給並びに扶助料を現物價に即應するようになされたい、なお恩給法の改正が容易でないときは、物價に相應する一時的の補助金を交付されたいものである。

二、請願の議決理由

恩給法改正に関する請願(請願者山形市山形縣廳内山形縣警友會 請願委員會委員長桐井米次郎)(松浦東介君紹介)(第七五二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

警察官恩給受給者は數年來の物價高のため、極度の生活難に悩みつつあり、ために警察官志望者の素質低下し、治安秩序の維持に支障を來している、ついで速かに恩給法を改正して警察官の恩給並びに扶助料を現物價に即應するようになされたい、なお恩給法の改正が容易でないときは、物價に相應する一時的の補助金を交付されたいものである。

二、請願の議決理由

恩給法改正に関する請願(請願者山形市山形縣廳内山形縣警友會 請願委員會委員長桐井米次郎)(松浦東介君紹介)(第七五二号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

警察官恩給受給者は數年來の物價高のため、極度の生活難に悩みつつあり、ために警察官志望者の素質低下し、治安秩序の維持に支障を來している、ついで速かに恩給法を改正して警察官の恩給並びに扶助料を現物價に即應するようになされたい、なお恩給法の改正が容易でないときは、物價に相應する一時的の補助金を交付されたいものである。

二、請願の議決理由

恩給法臨時特例案により該問題は解決した、よつて本請願は、議院の會議に付するを要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

國民健康保險事業費國庫補助の請願(請願者鹿児島市議會議長増田壽)(上林山榮吉君紹介)(第八七八号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

國民健康保險事業の市町村経営は、窮迫している市町村財政の現状からして困難である、ついで國民健康保險事業は國庫補助を以て実施されたいものである。

二、請願の議決理由

國民健康保險法の一部を改正する法律により該問題は解決した、よつて本請願は、議院の會議に付するを要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

藥事法改正反対に関する請願(請願者東京藥學專門學校内全國藥學生連盟委員長藤本誠二)(有田二郎君紹介)(第一〇九七号)、藥事法の一部を改正する請願(請願者京都市中京区二條通室町東入京府藥劑師會長田村豊太郎)(田中松月君紹介)(第一三四五号)、藥事法の一部を改正する請願外四件(請願者東

京都世田谷区北澤三丁目九百二十五番地村松藤子外九名)(齊藤晃君紹介)(第一五〇〇号)、同(請願者濱松市神明町五丁目一番地明戸勝藏外九名)(徳田球一君外三名紹介)(第一五八八号)、同(請願者東京都葛飾区新堀四丁目千二百番地青木三郎外九名)(野本吉君紹介)(第一五九九号)、同(請願者濱松市中区花咲町二丁目六十八番地齋藤與三郎外九名)(高倉定助君紹介)(第一五二〇号)、同(請願者千葉市葛城町四十三番地齋藤茂外九名)(刑木久君外一名紹介)(第一五二二号)、藥事法の一部を改正する請願(請願者東京都新宿区柏木東京藥學專門學校長村山義温外二十一名)(有田二郎君紹介)(第一五五五号)、同(請願者東京都世田谷区若林町十八番地大島啓子外一名)(徳田球一君外三名紹介)(第一五七四号)、藥事法の一部を改正する請願外一件(請願者東京都千代田区神田末廣町四十二番地清水美津枝外五名)(有田二郎君紹介)(第一五八五号)、藥事法の一部を改正する請願外九件(請願者長野縣下伊那郡下條村新井村松源雄外十九名)(山崎道子君紹介)(第一六一五号)、藥事法の一部を改正する請願(請願者船橋市宮本町六丁目四十七番地松本隆子外一名)(三好竹男君紹介)(第一六三九号)及び同(請願者大阪府廳内大阪府藥劑師會長黒田重平外一名)(有田二郎君紹介)(第一七八七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

今回國會に上程される改正藥事法案では一般公衆衛生及び医療制度合理化の万全を期することはできない、ついで本法を左記のよう改正されたいものである。(一)医師等の調剤権を藥劑師のいない一定地域に限定すること(二)医師の処方箋を強制公開すること(三)藥劑師法を制定すること(四)藥劑師免許を医師と同様に終身免許とすること(五)サルファ系製剤、ペニシリン製剤、ストレプトマイシン製剤その他抗菌性物質製剤の拘束條項を削除すること(六)藥劑師の地位を保障しない國家試験案を却下すること。

二、請願の議決理由

藥事法により該問題は解決された、よつて本請願は、議院の會議に付するを要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十三年七月四日

厚生委員長 山崎 岩男

衆議院議長松岡駒吉殿

消費生活協同組合法案中消費金融事業創設に関する請願(請願者東京都千代田区神田神保町一丁目十四番地全國實業組合連絡協議會長小坂淺次郎)(櫻内義雄君紹介)(第一五三七号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

國會に提出されんとしている消費生活協同組合法案中その事業の一つに、組合員に生活消費資金を

融通する旨の項目が挙げられているが、これが実現されても直接生産の増進、日本再建に役立つところ少く、却て組合経済の基礎を危くし、又民間資金運轉の円滑化を失い、民間金融營業に大打撃を与えることになる、ついで該法案中本項目を削除されたいというのである。

二、請願の議決理由

消費生活協同組合法案により該問題は解決された、よつて本請願は、議院の會議に付するを要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十三年七月四日
厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿

医薬制度合理化に関する請願
(請願者 和歌山縣藥劑師會長 三田常藏)(松本眞一君紹介)(第一五五三号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

医薬制度の合理化を計るため、國會に提出予定中の藥事法案或は醫師法案等の中左記事項を附加又は修正されたいというのである。

(一)藥劑師の身分法ともいふ藥劑師法を制定すること (二)医療費の軽減並びに國民の医療的智識を高めるため醫師の投藥処方内容を公開表示すること (三)スルファミン等の重要民間医薬品を一般公衆が容易に使用することのできるようにその販賣制度を改善すること。

二、請願の議決理由

藥事法及び醫師法により該問題

は解決された、よつて本請願は、議院の會議に付するを要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十三年七月四日
厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿

医師の処方箋発行義務制度実施に関する請願(請願者 東京都杉並区井荻一丁目四十四番地戸部二郎外千四百七十八名)(有田二郎君紹介)(第一五五六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

医療を合理化し、大衆の医療費負担を軽減するためには医師が患者に対して投藥前に処方箋を交付してその藥劑内容を知らしめることが最も肝要である、ついで医師の処方箋発行の義務制度を実施されたいというのである。

二、請願の議決理由

醫師法により該問題は解決された、よつて本請願は、議院の會議に付するを要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十三年七月四日
厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿

健康保険に強制加入中止に関する請願(請願者 埼玉縣入間郡所澤町大字所澤百八十八番地長沼宗克外七十六名)(石田一松君紹介)(第一二七六号)に関する報告書

一、請願の要旨及び目的

從來任意加入とされていた健康

保険を強制加入とする法律案が近く提出される由であるが、過去の実情を見ると一般民も医師もともにこれが加入を喜ばず、又徴收せる経費も事務費等に大部分を費す等の非難があり、わが國の國情からして適當でないと思われる、ついでこれが、加入を地方自治体に一任するよう健康保険法を制定されたいというのである。

二、請願の議決理由

健康保険法の一部を改正する法律により該問題は解決された、よつて本請願は、議院の會議に付するを要しないものと議決した。

右報告する。

昭和二十三年七月四日
厚生委員長 山崎 岩男
衆議院議長松岡駒吉殿